

第十三回国会 衆議院 法務委員会労働委員会連合審査会議録第二号

(七一九)

昭和二十七年五月七日(水曜日)
午前十一時十三分開議

出席委員
法務委員会
委員長 佐瀬 昌三君
理事 鍛冶 良作君 理事 田嶋 好文君
理事 山口 好一君
押谷 富三君 角田 幸吉君
松本 弘君 眞鍋 勝君
大西 正男君 加藤 充君
田中 義平君 猪俣 浩三君
世耕 弘一君 佐竹 晴記君

労働委員会
委員長 島田 末信君
理事 倉石 忠雄君 理事 森山 欽司君
理事 前田 公義君
天野 修君 金原 舜二君
稻葉 修君 熊本 虎三君
柄澤 孝子君 中原 健次君

出席国務大臣
法務総裁 木村篤太郎君
労働大臣 吉武 惠市君

出席政府委員
法制意見長官 佐藤 達夫君
検事(特別審査局長) 吉河 光貞君
検事(特別審査次長) 關 之君

委員外の出席者
法務委員会専門員 村 敦三君
法務委員会専門員 小本 貞一君
労働委員会専門員 横大路俊一君
労働委員会専門員 濱口金一郎君

本日の会議に付した事件
破壊活動防止法案(内閣提出第一七〇号)

公安調査庁設置法案(内閣提出第一七一号)
公安審査委員会設置法案(内閣提出第一七二号)

○佐瀬委員長 これより法務委員会と労働委員会との連合審査会を開会いたします。
前会に引続き破壊活動防止法案、公安調査庁設置法案、公安審査委員会設置法案、以上三法案について審査を進めます。質疑の継続をいたします。角田幸吉君。

○角田委員 私は法務総裁にお尋ねを申し上げたいのであります。これは破壊活動防止法に重大な関係を持ちますので、特に法律問題について詳しく御回答を求めたいのであります。

○木村国務大臣 御承知のとおり旧憲法時代においては、国家の緊急権というものを認めておりました。戒厳、緊急勅令、非常大権の制度があつたのであります。が、ただいまの憲法におきましては、このことがないのではありません。たゞ警察法の六十二條以下におきまして、国家非常の場合におきましては、総理大臣が公安委員会の勧告によつて国家非常事態の布告をすることができ、このようにすることになつておるのとどまつておるのであります。そこでこの警察法の六十二條以下の規定によりまして、単に総理大臣が地域外の警察を動員して、そうして地域外で職務を執行させる、これだけのほかに何らの権能がないのであります。ところが今度の破壊活動防止法に規定しております犯罪が突

如として起つてしまつた、あるいはそればかりではありません、天災地変のために交通が遮断されてしまつた、食糧が不足してしまつた、家は火災にかかる。食糧に不足してゐる、国民が食糧を求めようとしても、持つてゐる者は足りない、あるいは他から入つて来ないために餓死するような状態になつてしまふ、あるいはまた家が焼かれてどこかに宿を求めようとするけれども、求める者がなく、一方におきましてはその機に乗じてどん／＼集会をやるといふ、いろいろなことが起つて参ります。場合に、一体どうなるつもりであるか、これは破壊活動に關係がないことのようにありますけれども、破壊活動においては、そういう事態の起つた場合には、一体どういふふうに取り締まるか、この問題についてひとつ御構想を承りたいのであります。なお本破壊法を立案するにあたりまして、こういう問題についてどういふ審議過程があつたかといふことをまず承りたいのであります。

○木村国務大臣 お答えいたします。国家非常の場合にはどういふ法律上の手当ができるのであるかという御質問のようであります。ただいま御引用になりました警察法第六十二條によりまして、国家非常の際におきましては、特に治安維持上必要のある場合と認められるときに、国家公安委員の勧告に基いて総理大臣が非常宣言をして、一応の手当はできることとなつておるのであります。また警察予備隊令

第三條によりまして、国家治安のため特別の必要がある場合においては、総理大臣が警察予備隊に出動の命令を出すことができるのであります。この二つの面から、国家非常事態においては一応の手当はできるものと考へるのであります。しこうしてこの破壊活動防止法においては、国家非常事態といふことについては、国家非常事態といふことについては、要は暴力によつて破壊活動を行ひ、また将来行ふことの危険のある団体を規制して行こうとするのが主眼でありまして、非常事態の場合には別個の考え方をもちてこれを立案したわけでありまして、もつともかような暴力団体は、国家非常事態において重大なる役割を演ずることと想像されるのでありますから、これらの団体に対してふだんからよくこれを調査し、しこうしてあらゆる面からこれを制して手当てして行こうといふのがこの法案のねらいであります。今角田委員の仰せになりました非常事態の場合はどうするかといふことにつきましては、一応警察法第六十二條及び予備隊令第三條の規定によりまして手当てして行こうといふ政府の考えであります。

○角田委員 ただいまの法務総裁のお答えによりまして、私は国民の一人として、きわめて不安を感じざるを得なくなつてしまつたのであります。およそ破壊法で禁止しようとする団体は、天災地変などがあれば、これを巧みに利用すると思ふのであります。しかもそれは単に内乱騒擾だけでも取締ればよいというだけではなしに、その間におきましては、ただいま私が申し上げましたように、食糧をどうするか、家を焼かれてとまる所がなくなつた者をどうするか、あるいはこれは破壊活動で取締ることのできない者どもまでが、これが扇動者にあらず、あるいは教唆者でないところの者、そういう者までが集会をやると。しこうして幾つもの騒擾が起るといふようなことは、これは十分想像しなければならぬのであります。ところが、ただいまの総裁のお答えによりますと、それは警察法の六十二條以下で何とか処理する、こういうお答えでありますけれども、その警察法の六十二條以下の警察の行為によつては、あるいは集会の禁止もできない、あるいは食糧がばかに高くなつて、売惜しみする場合でもこれはどうするわけにも行かない、宿屋がとめなかつてもどうするわけにも行かない。いゝわゆる基本的な人権の問題についてはちつとも触れることができない、こういうことになつて参ります。これはほかの法律で何とかする御構想であつても、少くとも破壊法を提出するにあたりましては、それらの基本法についても何らかの御構想がなければ、これだけでは国民が安心しないと思ふことは、私一人ではないと思ふのであります。それらのものにつきまして、別に何か法律でもつくつてそれらのものをやろうとする考えがあるのか、それをこの機会において承りたいのであります。

○木村国務大臣 お答えいたします。

角田委員の仰せになりました、いわゆる非常事態の場合において手当の方法がないじやないかという御議論のようでありまして、私は、警察法と警察予備隊令の運用において、一応手当はできるものと考へております。しこうして、そういう場合において、あるいは国民が食糧に悩み、あるいは住宅に悩むという一時の現象はあり得ることと考へております。そういう場合におきましては、国民がともく、さような事態も突破すべき一大勇猛心を起して、これに対処し得るものと私は確信するのであります。法律的にいへばさようなことを今から仮想して考へましても、国民がともく、そういうときに対処する不測の心構えがなき限りにおいては円満に行かないのでありますから、そういう事態におきましては、国民が相寄り、相助け、精神を持つて、そういう事態に対処し得られることを私は切望するのであります。大体のそういう事態についての治安の面から考へてみますと、警察法並びに警察予備隊令においてまかない得ると、私はただいまのところ考へておる次第であります。

○角田委員 ただいまの法務総裁のお答えによつては、私はとうてい納得するわけには行きません。そこでただいま意見長官が見えましてので少しく承りたいのであります。

い。そこで意見長官に承りたいのであります。御承知のごとく、英国の憲法におきまして、アメリカの憲法におきまして、この国家緊急権といふたようなもの内容につきましても、憲法に規定しておらないのであります。しかもそれが英国におきましては、アメリカにおきましては、憲法に規定のないものを、法律によつて、この非常事態に対処する規定を置きまして、運用いたしておるのであります。ただいま法務総裁の御見解によりまして、警察法の六十二條以下でこれができるといふのであります。私は絶対できないと思ふ。そこが問題なので、われわれは国民として心配なので、この間の宮城前あのできごとを見まして、国民がみんな心配して、(宮城前なんであるか)と呼ぶ者あり、旧宮城と言つてもいいでしょう。とにかく宮城であります。その前でもつたあれを見まして、心配しておる。そこでこれらについてどういふ法律ができるのか、またどういふ御構想があるのか、日本憲法の疵に就いては、これだけのことができるのか、この機会においてその御構想を承つておきたい。そういたしますと、われわれが破防法を審議する上におきましても、非常な不安を感じるのであります。どういふ御用意があるのか。私はこれで質問を打ち切りますが、なるべく詳細に御回答を願ひたいのであります。

○佐藤(達)政府委員 お尋ねの御懸念ごもつともであると存じますが、この憲法ができまして、御記憶の通り、昔の憲法には今御指摘のいろ／＼な非常事態に対処する制度があつた、新しい憲法にはないじやないか、そういうときに一体どうするつもりかという御質問が、新憲法御審議の国会でもありました。その際に政府といたしましては、新憲法の建前からいって、そういう処置はすべて国会の御審議を中心とした方法で、あるいは法律の御制定を仰ぎ、あるいはまた法律の委任に基づく措置として善処するつもりであるというところをお答えしたわけでありまして、そこで旧憲法の時代のことを申しまして、非常大権という制度はございまして、これは御承知の通りに太平洋戦争の最中といへども、非常大権は遂に発動をせなかつた。旧憲法時代においてすら非常大権の発動はなかつた。大部分は緊急勅令でまかなわれおつたというわけでございます。それから、今までの、過去の議会における政府の考へ方といふものは、實際上からいへば大して不穩当なことはない、むしろ困ることはないといふふうに考へておるのであります。

○森山委員 労働組合の正当な活動は、憲法その他の法令に違反しない活動である、と、きわめて法律的な御答弁であります。もし労働組合が一応共産党と一線を画すると呼号しながら、実はいろ／＼な問題についてそれと軌を一にする点が非常に多いような行動があつた場合、たとえば総評が最近では事象上全労連系組合と共同歩調をとつて、また差別系組合といつても單位組合として参加を許容する広汎な地域スト集団を結集して、春季攻勢の集約化をはかる。そして去る一月二十三日の総評幹事会で審議決定を見たように、春季闘争の展望と行動計画による、春季闘争のねらいどころは、再軍備反対闘争に集約することを前提として、彈圧法違反をわざと行つて闘争に際するところあり、闘争の目的は再軍備反対に集約され、いわゆる彈圧法規の反対はその手段として取上げられるのであります。この線に沿つて過去二回にわたる労働ストも行われ、また今回のメー

の必要からきておるのでありますけれども、しかしこれはまた非常事態の役に立つ一つの憲法になるであらうという一面があるわけでありまして、それ以外におきましても、食糧の問題とか、あるいはいろ／＼な国民生活用物資の統制の問題が出て参りますが、これは御承知のように食糧管理法で一応広い御委任があるわけでありまして、その他の経済行政の分野におきましても、その必要があれば立法をしていただいて善処する方法を講じようというものが、政府の心構えであります。それから最後に英米法の関係のお話が出ましたけれども、これはおつしや通り、私はよく知りませんけれども、たとえばマーシャル・ローといふような英米系統の考へ方があるわけでありまして、ありますけれども、これもマーシャル法の原理といふものは、一体どういふ根拠から来ておるかといひますと、実ははつきりしておらないので、今角田委員の御指導の通りに、立法の方法でやつておる。ただその立法の委任の幅を広くして行く。それによつて善処しているのが実際のところでございます。それらのことも、これは事実としてあるわけでありまして、政府としてはそういう非常事態に対処します際には、先ほど来申しました通りに、立法を中心としてあくまでも善処して行きたいというのが、今の考へでございます。

○角田委員 私に與えられた時間がありませんので、ここで遠慮いたします。ただいまの政府の答弁では、私は納得いたしません。まだ詳細に承りたいのでありますから、別の機会にや

デートの騒擾事件も起きたのであります。かかる労働組合の運動も、これを労働組合の正当なる活動と法務総裁はお考えでありますか。

○木村国務大臣 お答えいたします。

労働組合そのものの活動の範囲を逸脱いたしました場合には、決して正当な活動とは申すことはできません。しかしながらこの法案の趣旨といたしましては、いわゆる暴力による破壊活動そのものをねらつておるのであります。要するに暴力によつて破壊活動を行い、または行わんとする団体を規制せんとするのが、この法案の趣旨であります。さうな労働組合が本来の労働組合運動を逸脱した行為でありまして、この破壊的活動をするに至らない場合におきましては、この法案の適用はないのであります。

○森山委員 それでは、もしその場合に労働組合が非常に政治的偏向の色を濃くしたといたします。そうして政治的ストあるいはゼネストをやつたとします。それに対して政府は、かかる行動は健全なる労働組合の行き方ではないとして、これに対して法的保護を加えないのみならず、これに対して何らかの措置があつたといつたします。それに対して労働組合側が反対行動に出た。その反対行動に出た場合に、檢察あるいは警察の職務を行う必要が出て参ると思つております。その場合に對して、これに反するやうな行為をした場合、これは破防法にかかるといふか、伺いたい。

○木村国務大臣 お答えいたします。その活動が団体の意思として、いわゆる団体自体の活動として法第三條以下に掲げられてある行為、すなわち内乱

だとかあるいは騒擾だとかいふようなことをやつた場合におきましては、この法案の対象となるのはもちろんであります。ただ個々の組合員がさうな破壊活動行為をしたからといつて、それが団体の意思でない限りにおきましては、団体を規制することはできないのであります。ただその個人が法に触れますと、その法規によつて処断するという建前になつておるのであります。

○森山委員 この問題は非常に起り得る場合を想定して私は御質疑申し上げたのであります。個人人を処罰されるおつしやるのであります。今日労働ストの第一波、第二波において見られるやうな動き、あるいは今回のメーデー事件において見られるやうな動き、これらのものは決して個人個人の動きではありせん。少くとも總評、労働の基本的指導方針を契機として発生した事件であることは事実であります。もとより先般のメーデー暴動事件が、組織労働者にとつては、きわめて不愉快しきくなものであつたことはもとよりであります。少くもこの破防法の第三條における公務執行妨害罪程度の事態は、常に私は起り得るのではないかと思ふ。そういうことになる、少くも現在の労働組合が政治的偏向をあまりにも多く露呈する場合において、必ずや破防法の対象となるのではないか、これを伺いたい。

○木村国務大臣 お答えをいたします。そこでこの法案のねらいは二つあるのであります。いわゆる暴力による破壊活動を行つた団体を規制することが一つ。もう一つは、団体に關係なく、その団体の組織員が、この法案に規定

してあるやうな行為をなした者に対する処罰規定、これは刑法の補綴であります。この二つであります。そこで今森山委員の仰せになりました団体それ自体が、団体の意思決定に基きまして、あるいは公務執行妨害罪を犯したやうな場合があると仮定いたします。さういたしますと、この法案の対象になることはもちろんであります。しかし団体自体の行動と別に、個人の人たちがさうな行為に出たる場合におきましては、団体自体は規制いたさないものであります。その個人に対しては処罰規定を適用するという建前になつております。

○森山委員 しかしながら今日の労働運動の指導権を握る總評左派の人たちの考え方というものは、これはきわめてはつきりしておる。昨日の本会議においても私は指摘したのであります。四月二十五日の總評機関紙において、メーデー実行委員長であり、總評の政治部長であり、かつまた左派社会党の中央執行委員である島上善五郎氏が、この統一メーデーは労働者の祭典ではない、再軍備反対等の闘争の勢ぞろいをする日だと、きわめて戰闘的かつ政治的な言辭を吐いておる。それから事實上左派社会党の機関紙と見られてい

る社会タイムスの五月三日の社説は、こゝういふことを言つております。今回の騒擾事件は、昨年の秋の諷刺と以來日本の民衆の間に積み重ねられた怒りの火薬の自然発火であるとし、また破防法に対する民衆の正しい憤怒の爆発にあるといふやうな言ひ方をしておる。要するにああいうやうな動向について、これをきわめて弁護しておるのであります。組織として具体的にどうい

う決議をしたといふことじやない。こゝういふ行動をするところの物事の考え方は、もうきまつておる。今さら決議する必要はない。さういふ場合においても、あなたは形式的な決議がないからといふやうなことで、それで個々の労働組合員だけを罰として、組織はそのまま置いておくといふのですか。

○木村国務大臣 さういふ場合には十分調査いたしまして、かような行動が暴力的破壊活動と言ひ得るかどうかいふことは、一にその当時の情勢いかんによるのであります。ただいま森山委員の仰せになりましたこの具体的事象につきましては、何ともたゞいまのところ決定的の判断はし得ないのであります。あらゆる資料を調査いたしまして、それがもし団体の意思として破壊的活動が行われたと仮定いたすならば、この法案の適用はむろんあることとなるのであります。

○森山委員 破防法が健全な労働運動の発達や言論の自由を抑制しないかという危惧は、大体輿論であります。この公聴会においても、参考人の多くはこの破防法案に率直に賛成した者はなかつた。ただいま法務總裁のお話を伺つと、片々たる行政官吏の認定によつてどうにでもとられるやうな、さういふ解釈ができるやうな法律のやり方といふのは、おかしくないですか。

○木村国務大臣 お答えいたします。決してさうではないのであります。その認定は決して独断でやるわけではありせん。十分な手当はしておるものであります。あらゆる証拠を取調べ、しこりして団体の役員あるいは構成員の聴聞をいたしまして、さうしてあらゆる角度から資料を集めて、それを一

応の認定をいたして、さらにその資料を提出して、審査委員会の決定を仰ぐのであります。さうしてその審査委員会においての決定に対して不服があれば、また別に行政訴訟を提起し得るという三段構えになつておるのでありますから、決してこの法案の運用については、今仰せになるやうな危懼の念は抱く余地はないと私は考へておるのであります。

○森山委員 法務總裁はさういふことをおつしやいますけれども、治安維持法等の従来の日本国民の経験といふものは、さう簡単にあなたのおつしやるやうな言葉をもちつて、国民は納得しない。しかもこれが裁判所に行つてもどういふことになるか、總理大臣がいやだと言へば、これは裁判もしないでいふことになる。さういふやうなやり方でどうでも認定できる。要するに結局的には、行政官庁の考え方では、人権の擁護、言論の自由、あるいは健全な労働組合の発達のために、いささかここに再考すべきものがあるのじやないか。

○木村国務大臣 ただいま森山委員の仰せは、私は全然誤解なさつておると考へるのであります。治安維持法におきましては、かような詳細な手続規定はないのであります。つまり行政官がみずからの認定によつて事を処理できたのであります。ところがこの法案におきましては、決してさうではありせん。今申し上げました通り、調査庁におきまして本人を喚問して、さうしてそれに対しては立会人までこれを付することになつておるのであります。しかも委員会においても相当な詳

細な手続をとつておるのであります。そして裁判になつてから、今森山委員が総理大臣によつて裁判をさしとめることができるのじやないかというお言葉でありました。これは全然間違ひであります。これは一審から三審まで聞いて得るのであります。裁判所において詳細に自分の主張を述べ得る機会を與えられておるのであります。手続をいたしましては、昔の治安維持法とまったく隔世の観があるものであります。きわめて民主的にできております。

○森山委員 破防法のこまかい内容のことについては、わが党の法務委員の方から相当詳細な御質問もあり、検討中でありますから、この際この問題について法務総裁と論議しても始まりませんから、この問題は一応打切ることになります。

この機会に法務総裁に伺つておきたい。私は昨日の本会議において木村法務総裁に質問をしたのでありますが、わが去る三月二十七日日本会議において、わが党の小川半次君より、京都騒擾事件に関する緊急質問において質問をしまして、メーデーの今回のような事件が起る危険性に対して、これを指摘しました。法務総裁はその際、「特審局、国警、自警、検察庁が互いに緊密な連絡をとりまして、あらかじめかようなこととの起らないように、情報をも十分に収集いたしましたし、万一過激なことが起つたときには、断固としてこれを取締るという方針を持つておるのであります。」と自信満々たるお答えをしておる。そしてあつた事件が起きておるのであります。法務総裁はとにかくあれだけの自信あるお答えをしておきながら、あなたは責任を感じないのか。

か。本会議においても、また他の機会においても、まことに遺憾である、政治的責任は少くも法務総裁であるあなたにあるということを、一休言われたことがあるのかどうか、この際はつきりあなたの政治的良心を述べてもらいたい。

○木村国務大臣 お答えいたします。去る本会議において、小川半次議員から質問のあつた際に、私がさうな答弁をしたことは事実であります。しこうしてこの五月一日のメーデーに対しては、特審局においてあらゆる情報を集めまして、相当な資料を得ておるのであります。しこうしてこれを警視總監のもとに流しておることも事実であります。警視總監が相当な処置をしておるというよりも、これまた事実であります。いかにせん警視總監のたれた態度は、きわめて民主的に平穩裡にこれを処置しようとして、昨日も申し上げた通り、丸の内警察署の巡査に對しては拳銃を持たせなかつた。なるべく事を穏便に運ばせようとしたことが一つの事実であります。さうな暴動が起つたことの責任については、むしろ私もその責任を感じておるのであります。しかしながら、御承知の通り法務の建前においては私は何らの指示権を持つていない。これは都の警察の指揮権にまかせられておるのであります。政府といたしましては、これに對して御承知の通り何らの指揮監督の権限がないのであります。ただ情報を流して、それに対処すべきわれわれの責任があることは事実であります。しこうして今申し上げました通り、当時の処置といたしましては、あの群集が各方面から流れ出して暴動を起したことに

については、私はむしろ警視總監として相当な処置をとつたものと考えておるのであります。私は警視總監の監督もできません、また指揮も何もできませんが、私の考えをいたしましては、当時群集に不安の念を與えたことは事実であります。あの場合の処置としては、あれ以上のことはおそれるものであります。幸いにして一般の人たちについては何らの損害も與えず、ただ暴徒に対しては、数名の負傷者が出たことはあるものであります。が、一般人に対して何らの損傷も與えなかつたということについては、むしろ私は警視總監の処置としては責むべきところはないと考えておる次第であります。

○森山委員 あなたのお話を伺うと、法律上自警の地位にあるところの警視庁に對して法律上の権限がないから、自分は何にもできなかったというようなお話を言う。しかし去る三月二十三日に小川半次君に答へられたときにおいても、自警に對する権限がなかつたことはわかつておる。それなら満々たる自信を持つたようなお答えをしておきながら、こつた結果を出しておるじやないか。それであなたは今になつて警察法の不備等に藉口して責任のがれをしようとしておる、こつた態度は、あなたは議員ではありませんが、国務大臣です。政治的責任といたしましては、あなたに話をしてゐるのじやない。国務大臣木村君に話をしているのです。從つて法律論議を私は言つてゐるのじやない。政治論議を言つてゐるのであります。

政治的責任をあなたはいかにお考えになつておられるか。日本は講和が発効して、いよいよ曲りなりにも独立してあります。もう進駐軍は上になつております。国会が国権の最高機関であります。政府が行政権をつかさどるその政府の最高首脳部であられるあなたが、一向政治的責任を痛感したような御言明がない。ちよつと遺憾だと今も一言言つただけでもつて、一体どういふ責任をとらうとしてゐるのか。警察法を直せば、あとこれから何とかなるというのですか、伺いたい。

○木村国務大臣 私はこの点について遺憾の意を表明しております。しこうしてこの事態にかんがみまして、警察法の改正については相当考慮すべき余地があるのじやなからうかと考えて、ただいまその成案を得て、おそろく近日中に国会に提出する運びになることと考えております。

○森山委員 大体四月二十五日の行政監察委員会でもこのことを非常に心配して論議されておる。木村法務総裁は、講和発効後における法の空白期間に對して応急対策は十分持つてゐると重ねて答へられておる。しこうしてこつた事件を起した。ただこの連合審査会の席上で私は責任を感じておるという一言では政治家は済まない。しこうして自分の非をおい隠すために警察法を改正するといふことだけでは、政治家としての責任は相済みません。あなたは辞任する意思がないかどうか。この際はつきり言明していただきたい。

○木村国務大臣 私は辞任する意思はありません。この国家非常時に對処いたしまして、十分自分の責任をさらけ果したいと考えております。

○佐瀬委員長 森山君に申し上げますが、な残りの質問は後刻に願つて、この際他の委員が本議案について簡単に質疑を希望しておりますが……。

○森山委員 いま二、三点だけ、別問にします。

○佐瀬委員長 後刻に願ひたいと思ひますが、簡単に。

○森山委員 簡単に。

○佐瀬委員長 それでは一、二点……。

○森山委員 新聞紙上に見られるところによると、警察法の改正とか、ゼネスト禁止法の提案をするのではないかと、それについて、もし提出されれば、本国会に提出される予定であるかどうか、伺いたい。

○木村国務大臣 お答えいたします。警察法の一部改正は、この国会において提出いたします。

○佐瀬委員長 森山君、簡潔に願ひます。

○森山委員 破壊活動防止法案は、最近の労働組合の傾向にかんがみまして、非常に疑義が多いのであります。そこでこつた疑義が多い法案よりも、共産党を端的に禁止するような法案を別途考慮する御意向がないかどうか、伺いたい。

○木村国務大臣 さうな法案を今考へておりません。破防法はぜひ無修正で通過することを希望しております。

○佐瀬委員長 前田種男君。

○前田(種)委員 私は、この法案の第一條は、暴力的破壊活動をやる団体という書きおろしの條文になつておりますが、これは悪質な行為をやる暴力行為をやる暴力行為だと言われておりますが、一体、今日、日本の国内にさよ

うな団体があるかどうかという点を法務総裁に承つておきたいと思ひます。
○木村国務大臣 さような暴力破壊活動を行う団体ありやないやという点は、あるということも申し上げがたいのであります。この法案のねらいは、将来あることを予定してやつておるのではありません。

○前田(種)委員 おそらく今のお言葉の裏を返しますと、共産党がそれに該当すると法務総裁は言うだろうと思ひます。しかし共産党といえども、表面に、暴力行為をやりますとは一言半句言つていない。ここに問題があると思ひます。そこでこの法律のねらいは、いわゆる共産党の今日の実際の行動を指さすというのが一つと、それから一つは、戦前にありました凶悪な右翼団体もこの法の適用を受けるというように解釈していかうかという点を重ねて承つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。それは極左なものと極右なものとをまたないのであります。今仰せになりました戦前の極右団体、これらの団体といえども、いさしくも暴力的破壊行為を目的としてさうな行動に出た場合には、この法案の対象となることはもちろんであります。

○前田(種)委員 今の大臣の答弁から行きますと、結局共産党は表向き暴力行為をやりますとは言つていないはずで、しかし実際にさういふものだと認めて押し進めて行きますと、結局共産党を非合法化しようとするねらいがこの法規に盛られておると私は見ております。そうなつて参りますと、私の見解から参りますと、今日の日本の現状において、共産党を非合法化する

ることが国家的にいいか悪いかという基本的な問題になつて来ると思ひます。吉田内閣としては、あるいは非合法にしなればやむを得ない、あるいはした方がいゝという結論を持つておられるかわかりませんが、日本の長い今後の再建の途上からいつて、基本的に共産党を非合法化するということは、私の意見から申し上げましたら一番拙策だと思ひます。むしろ共産党はりつばな合法政党として、さうして日本の国民が共産党の行動を十分監視し、批判し、さうしてさういふことができるようにする方が、地下にもぐらしてしまつたあととていゝの不安あるいはそれから起きるさうなところのいろいろな半信半疑等から来ますところの治安の維持等を考へてみました場合に、やつぱり合法政党として残すべきだ、さうして合法政党として国民の前でその活動が十分認識できるように状態にする方が賢明な策ではないかと考へられますが、法務総裁の基本的な考へ方をこの際承つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 この法案によつて共産党を非合法化するのじやないかという御質問でございますが、この法案目的は共産党の非合法化のみを目的としておるわけではありません。いさしくも日本共産党にして暴力の破壊活動をすることを目的にある行動をすれば、むろんこの法案の対象になることは当然であります。しかしこの法案のねらいは、先刻も申し上げました通り、いかなる団体といえども破壊的暴力行為を目的として活動したことをねらつておるのであります。單に共産党の非合法化を目的としておるものでないといふことを申し上げるのであります。

○前田(種)委員 今のお言葉から行きますと、いかなる団体も第一條に抵触するやうな行為をやれば、本法の適用を受けるというお答えでございますが、そこから参りますと一番心配になりますのは共産党だけでなくして、その他の多くの民主的な団体、労働団体あるいは文化人あるいは言論機関等が、ややとするとこの法の適用を受けるという心配が多分出て参ります。この点に対して繰返し答弁をしておられますが、もう一度いゝゆる正常な国民大衆が非常に不安に思つておられます。その他の団体という点に対するところの法務総裁の見解をただしておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。いかなる団体でも破壊的暴力行為を目的とする団体は、この法案の対象となることは、先刻から申した通りであります。普通の労働組合とか、その他文化団体におきましては、暴力をもつて破壊活動をするを目的とするというやうなことは、およそ想像できないのであります。労働組合にいたしましても、いさしくもさうな行為に出ずることを目的とするというものであります。それは労働組合がさうな破壊的活動をすることはわれ／＼も想像いたしておりません。また普通の文化団体においてもさうな行動に出ずるものとわれ／＼は考へておりません。従ひましてこの法案につきましても、さような労働組合とか、文化団体については何ら対象になるものでない、また前田委員の仰せになりましたやうな心配の点はないことを申し上げたいのであります。

○前田(種)委員 この点が労働団体が一番心配している問題でございます。まして、第二條の二項の正当な活動という解釈認定が重要になつて参ります。労働大臣もまた、この点についてはあくまでも労働団体の正常な活動は確保するといふことを繰返し言つておられますが、今また法務総裁もさういふお言葉でございますが、実は戦前の治安維持法の前例を引くまでもなく、吉田内閣が当初において判定いたしました国鉄の公企法の審議をやつたときには、その当時の労働大臣は増田現幹事長です。あの公企法を審議したときはあくまでもあの法規には従ひますということを繰返し答弁しながら、しかも労働政局長名で法案の解説まで国民に配布しておきながら、あの法規が適用になり、しかも仲裁委員会の裁定が下つた場合に、一番先に違反行為を起したものは政府です。国鉄の仲裁案といふものは一年がかりでもみにもんで難航を続けましたが、あの法律には明確にあの法規に従ひますというのを法案審議のときには繰返し政府当局が説明をし、解説を出しながら、その法規の違反を犯したのは政府が一番先であるという近い前例があるわけですから、今日破壊法を審議するにあたりまして、つとめて正常な組合あるいは一般労働団体や言論界、文化人、民主団体等には適用しない、あくまでも悪質なもののみにこれを適用するといふことを言葉を盡して申しておられますが、現に現内閣の初頭においてさうした前例が明確にあるのでございまして、だから私は不安が起きて来るわけですから、だから私はその点で法務総裁と労働大臣と双方から

ら一体当時の増田労働大臣が繰返し言つたやうなことを、再びこの法案の施行にあたつてさういふ前例をふむことはない、絶対にしないという確言がでるかどうか、この点を承つておきたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。前田委員がこの法案を十分御熟読くださいますれば、決して政府が濫用し得るというやうな杞憂は一掃せられると考へます。この法案は、この目的はつきりいたしております。またこの法案についての取扱ひについても万全の処置をここにしようとしておるのであります。さういふことを濫用するやうな一点の機会も與えておりません。昔の治安維持法なんかの建前と、今度の法案の建前とは、ことごとくその性質を異にいたしております。この法案においてはさきめて民主的に、いさしくも濫用のおそれのないように仕向けておるのであります。どうかこの法案の逐條につきましても十分御討を願ひたい、私はこゝろ考へます。

○前田(種)委員 労働大臣の答弁はあとで願ふことにいたしますが、私は内容を言つていないのです。問題は現実の問題として、労働争議あるいは労働組合の活動その他の集会等におきまして、多数の行動でございまして、多数の行動の中には難多なものも包含されることは言ひまでもないのです。そこにはいさ／＼な目的を持つた人々も入つて来ることはやむを得ない。さういふやうな現実の社会の動きあるいは複雑な情勢下において、一々これを判断する場合に、こゝで法を審議するといふやうな正常な立場に立つて論議しておるものでなくして、全国の

五

末端の組織あるいは機関等においては、いろいろ／＼な想像できないようなできごとがたゞ／＼起きるに過ぎません。その場合に一体どういふべきことに對して、これはこの法律を適用すべきか適用してはならぬかというような基本の線が明確になされておらなければ、やつた行為それ自身がこの法規を適用されるということになりますと、結局この法規がそういう方面にだん／＼擴充されて圧迫を受けるということになる心配がありますから、私はこの法の内容を一々言わずに、そういう現実の問題に即して一体大臣はどうお考えになるかというのを聞いておりますから、その点はそのおつもりでお答えを願いたいと思います。

○木村國務大臣 この法案第四條におきまして「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対して、」云々と書いてある。いわゆる団体の活動として、かような暴力的破壊活動を行つたことを前提としておるのであります。これがこの法案の趣旨であります。団体の活動と申しますと、いわゆる団体の構成員が、団体として決議して、その団体の意思のもとに活動することを言うのでありますから、さような決議があるは意思が暴力をやる、いわゆる暴力をもつて破壊活動をする、内乱をやる、あるいは騒擾をやるというふうなことは、私はおそらく労働組合にはなからうと考へております。しこうして個々の組合員の行動につきましては、あるいは行き過ぎなことがあるかもしれませんが、これはもつともなことでありまして、しかしその個々の組合員の行動によつて団体が規制されるという理由は毛頭もないのであります。個々

の組合員がいかなる行動に移ろうといふたしませんが、団体それ自体の規制は別問題であります。個々の組合員が法規に違反すれば、その法規に基いて処断するのは当然でありまして、団体とは別個の問題であるのでありますから、さような御心配は毛頭もないのであります。

○前田(種)委員 労働団体の一例をとりましても、大臣がお考えになつておられるような正常なる労働組合だけであれば問題はないのです。労働組合の中にも右の端から左の端まであります。たくさん幅の広い労働団体の中には、いろいろ／＼な内容を持つておられるものもあるわけです。これを嚴格にいえば、労働組合法の保護を受けない労働団体といわれる節のある労働団体もあるかも知れません。しかしこれが一番問題になつて来るわけですが、あくまで労働組合として労働組合法の保護を受ける立場に立ちながら、しかも労働組合自身が成長の過程においていろいろの問題に遭遇する場合もあり得るわけですが、この点で、全然労働団体に適用しないということでは、全労働団体に適用しないと思はれるものは、むしろ／＼やるといふ方針かという点が、現実問題として一番大事な問題であるし、またこれが労働団体が非常に不安に思つておられる点だと考へます。この焦点と目される点に對して、政府がもつと明確な方針を打出さなければ、この法案に対するところの国民一般の不審は決して消えるものではない。私はこれを一番心配するのです。どこに線を引くかという線の引き方が必ずあると思ふ。第一條に書いてありますような懸念な行為

をやるものには、違ふなく線を引くと言はれるかも知れませんが、この正當の認定等が実問題としてあんどやうな問題になつて参りますから、この点に十分の注意をせなければならぬし、また注意だけでなくして、この法がこの法がそのまま適用されると、ややとすれば非常な危険性が起きて来ることは心算の結果だといふことが予測できますので、その点もう一度重ねてお尋ねしておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 普通の労働組合が労働組合として破壊活動をやるといふやうなことは、およそ想像できないのであります。労働組合が内乱を起したり、騒擾を起したり、あるいは殺人をしたりといふやうなことは、想像し得ないと思ひます。ただ今仰せになつた労働組合の名をかりてやる団体はあるかも知れません。労働組合と申しまして、その種類いかにしておりまして、この法案に規定したところの労働組合を企図したり、あるいは騒擾を企図したりするやうな団体があるかも知れません。そういう場合においては、もちろんこの法案の適用を受けるのは當然であります。しかしさういふ団体は、労働組合と申して、普通の労働組合ではないと考へております。ただ仮面をかぶつておられるにすぎない。普通の労働組合に、さういふ暴力をもつて内乱を企図したりするやうなことは、あり得ないと思ひております。

○前田(種)委員 結局私が冒頭に申し上げましたように、今の政府のもの考へ方は、共産党を非法化して地下にもぐらせるということがこの法律のねらいだと思ひます。共産党は地下にもぐるところの余地があります。また現に地下にもぐつて活動をやつております。しかし共産党以外の国民大衆は地下にもぐるところの余地がないので、どうしても地上にあつて法の適用を受けなければならぬといふことになりまして、結局この法律をどんなに施行されようといふにしても、地下にもぐつた共産党には適用されず、かんじんな国民大衆がそばづえを食つて、この法規の適用を受ける結果におそくなるであらうといふことが一番心配されるのです。この点に對して、はたして法務總裁は地下にもぐる者に對していかなる責任をもつてどう対処されようとするのか、また地下にもぐれない国民大衆がそばづえを食ひ心配がないかどうかという点を、もう一度だめを押しておきたいと思ひます。

○木村國務大臣 地下にもぐつた者をどうするかといふことであります。さういふことをやつた団体は、これは地下にもぐらうと何いたそうと対象になるのであります。共産党以外の団体においては、あるいは地下にもぐることができない者云々といふ言葉がありましたが、さういふ団体におきまして、地下にもぐらうが、地上にあつても、いやくも破壊活動をしようといふ違法な団体は、この法案の対象となることはもちろんであります。しかしこの法案の適用につきましては、十分慎重に事を運ぶべきでありまして、その活動の実体につきましては、十分な調査の上において適當にこれを処置すべきことは、この法案自体において明瞭になつておる次第であります。

○前田(種)委員 私は時間がありますから、最後にもう一つ法務總裁に国内治安の確保につきましてお尋ねしておきたい点は、昨日も申し上げましたように、国内治安の確保はあくまでも国民の協力を得なければ不可能だと私は考へます。どうして国民の協力を得るか。国民全体がおの／＼の部落を自分の責任において守るということにならなければなりません。もちろん政府の失政がありますならば、おの／＼から政府の失政によつて治安が乱れて来るといふことは、これはもう議論の余地がないわけです。そういう關係をこしらへたり、また先ほども答弁されておりましたやうな、いろいろ／＼な強化された法規をこしらへることが、治安対策の唯一の道でないかと私は考へます。むしろそれよりも、やはり国民の協力を得られるやうな状態に政府が責任をもつて推し進めて行くといふ方針が確立されなければならぬと思ひます。この点はあるいは今の吉田内閣にさういふことを望むことが無理かも知れませんが、今日日本がほんとうに世界の仲間入りをして民主国家として再建される途上においては、独立した日本の行政あるいは立法機關がどういふ政治をやつて行くかといふことは、各国の監視のもとに試験台に載せられていると私は見ます。さういふ長い將來から考へてみますならば、この治安の確保の問題、あるいはその他これに伴うところの諸政策が一番大事な問題であらうと考へます。この点に欠けるところがございますならば、百の法律をこしらへたとところで、日本の治安は悪くはなれ、決してよくなる結果にはならぬと考へますから、この点に對

○柄澤委員 メーデーの大会においてもそうでございませうし、それからまたその以前に、炭労の大会においても決定されておられるのは、統一メーデーを人民広場で開くという、こういうことがいわれておつたに聞いております。これは一部の労働者の、決して押しつけの考えではないに、独立した日本の労働者の、たゞこれが政府の言う名ばかりの独立でありまして、労働者階級としては、真の独立を自分たちが中心となつて開く階級であるという誇りを持つていくわけにございませう。だからこそ、四月二十八日の厚いな調和と効果の第一回のメーデーは、どうしても昨年のリッジウエーの指令によるところの分散メーデーとは違つて、是が非でも人民広場でやりたい、これが要求であつたと私は承つております。その神宮外苑前の会場でも、人民広場へという要求が決議されたというふうに、これは参議院でも重盛議員、これらの議員の質問中にすら、これがうたれておつたと私も承つて承り承りしております。その大衆の決議、この決議が明治神宮の外苑で行われまして後において、人民広場へというあの行動に移つたという事は、これは明らかな事実だと思つてございませう。この組織労働者の行動に対して、田中警視總監の五月二日の法務委員会における発言——人民広場へ、人民広場へという大衆に対して、阻止しようとする警察官の行動、多分これが法務總監の言われるところの万全の策であつたのであらうと、私も了承するものでございませうが、この際に日比谷公園その他で阻止すると、いろいろ商店その他に迷惑をかける、あるいは

いろいろな騒擾事件が起きる、だから人民広場へ誘導するという事を発言しておつたということにございませう。もしそうであるとするならば、その当日に大衆が、通行人まで認めておりましたように、日比谷公園の前から宮城広場へ誘導して、入つて行つた大衆のやや集まつたところ合を見て発砲しているところというは、明らかに武器をもつて弾圧しよう、これが万全の策であるというふうにお考えになつていたと言われまして、これは総裁としては答弁の余地がなからうと思つております。そういう事実があつた。このことは天下周知の事実なものでございませう。しかも警察官が、狙撃兵といわれている警察官が、十六発のたまを渡されておつたという事実すら承つております。これは非常に重大な問題だと思つてございませう。その事実について、は木村総裁はどういう答弁をなされるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○木村國務大臣 繰返して申し上げます。この事件の勃発したのは、いわゆるメーデーの行事が無事に終了した後、起つたものであります。しかしして警察官が発砲したのは、二重橋まで追いつめられて、やむを得ず、あそこで進退きわまつて発砲したものであると報告を受けておるのであります。その際におきましては警察官に対する暴行は、実にひどかつたという報告を受けております。これはいさやゆるやむを得ない緊急防衛と考へておるのであります。しかしして警視總監がこれらを広場に誘導する考へを持つておつたといふことは、きわめて私は当然のことであらうと思ひます。その場合において、多数の民衆に迷惑をかけるということ

は当然でありますから、広場に誘導して、そこで解散させようとしたのは、これに警視總監の処置としては当然であらうと考へます。

○佐瀬委員 柄澤君に申し上げますが、この問題については、当法務委員会においても先般取扱ひ、なお昨日は本会議においても論議された問題であります。従つて本委員会においては、議案に關係ある質疑を、定められた時間においてなるべく遂行されんことを望みます。

午後一時四十六分開議

○佐瀬委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

午後一時四十六分開議

○森山委員 労働大臣にお伺ひいたします。労働大臣は、三月二十七日本院において、わが党の小川半次君から京都騒擾事件に關する緊急質問をいたした際、「このメーデーにおいて左翼分子の運動なからしむるべく協議を進めておる次第であります」ということを言われまして、なおまた四月二十六日の労働委員会において、法の空白期間を生じたことについて政府の責任を追及した際、吉武労働大臣は「法律の空白といつても、法律があれば事が解決するとは思つていませんから、空白がかりにありまして、空白の間法律がなければ何も手が出せないといふうには私は考へておりません。」とそれがためにただちに責任を感じることは私

は考へておりません。」といううな、きわめて樂觀的な答弁をされておるのであります。しかるに五月一日のメーデーにおいてあのような騒擾事件が起きたのであります。労働大臣は、国会における発言について、どういふ心構えでお答えになつておられるか、国会における発言にほんとうに責任を持つてお答えになつておられるかどうか、あの事件についてどういふ責任をお感じになつておられるか、念のために伺つておきたいと思ひます。

○吉武國務大臣 私は、国会において發言をいたしましたことにつきまして、誠心誠意考へておるつもりでございませう。御指摘になりました京都山公園における事件は、小川君から指摘されました、私も非常に警戒をしておつた次第であります。従ひまして、今回の五月一日のメーデーにつきましても、私はこのような事件の起らないやうに、これは十分には警戒をいたしました。總評が主催をいたしております——主催の島上君にこの点は、私個人的にも存じておりますし、十分注意をいたして、島上君もこれらの問題につきましても、相当努力を拂つてくれたことは思つておりますが、しかし相手は御承知のような非常に暴力的な分子でございまして、遂にあのやうな事件が起りましたことは、非常に残念に思つておる次第であります。従ひまして、今後かやうな問題につきましても、なお一層警戒を嚴重にいたしたいと思ひます。なお法の空白といふ問題でございませうが、先般の五月一日の事件につきましても、別に法の空白から出て来たとは私は思ひません。あるいは

今回のような破防法があつたならばという意味のことでございませう。たゞば、あるいは法の空白といふことも言えるかも知れません。しかしあの事件を起したのは御承知のように共産主義的な、暴力的な極左分子であります。こゝろ分子はいかなる場合におきましても、法を無視してやる分子でございませう。こゝろ分子のつきましても徹底的にこれを排除に努めなければならぬ、私はかやうに存する次第でございませう。

○森山委員 労働運動に關連して起つたところの暴動事件であります。それについて労働大臣は、十分盡すべきを盡し、何ら責任がないとおしやるのですか。

○吉武國務大臣 私は責任がないと申しませんが、労働運動に關連して起つたといつて、それではどういふ労働法の制定をすれば、あの暴力的な行為をなくすることができるといふおつもりでございませうか。私にはちよつと御質問の趣旨がわからないのであります。

○森山委員 こういふやうな問題が起きないやうに、この中で、本院においても各方面から、法務總監、労働大臣に事前の十分な措置を要望しておつたといふことについて、現に政権を持つてゐる政府の一員として責任を感じないか。すべて何でもかんでも労働者が悪いのだ、おれの方は何ら責任がないのだとおしやるのかどうか。

○吉武國務大臣 私は責任を感じております。しかし今お尋ねの点は、法の空白を指摘したにもかかわらず、それをほつておいたためにこゝろいふ事件が

起つたのじゃないかというお尋ねでございますから、労働問題としての法の不備のために、どうしてああいう問題が起つたというふうにお考えになつてゐるわけでありませう。私はお尋ねしてゐるわけでありませう。ああいうふうな暴力的な活動というものは、これは労働運動の面ではございませう。労働運動に便乗して、そしていかにも労働運動の一つの発露であるかのような形をとつておるだけでありませう。これは労働運動ではなくして、一に共産主義的な、暴力的な、一つの計画的な行動であると私は存じております。

○森山委員 労働大臣は法の不備の問題について、どういふ点が不備であつたからという御返答でございませう。先ほど法務総裁の説明によれば、少くとも首都治安において命令系統がないために、自分の思うやうに行かなかつたんだということであつた。これは少くとも今の政府の立場からいへば、警察法の不備ではないかと思ふのであります。もとより労働大臣は労働問題を主管しておられます。しかし同時に閣僚の一員であります。国務大臣であります。私が労働委員会において聞いたのは、労働法規におけるところの空白あるいは不備をついてゐるのではない。メーデーとかあるいはゼネストとかいうような、そういう治安に關係する広い問題として、私は法の空白の問題を聞いたのであります。それに対して御心配に及ばない、そういうような空白があつても責任を感じないということをあの当時おつしやつた。しかもなおああいう問題が起きたから、あなたは責任を感じておるかということを聞いた。二回目、三回目の御答弁にお

いて、初めて責任を感じてゐますというごとのあなたの御返事があつたわけでありませう。しかし、あなたが責任を感じるとすれば、ただ感じればなしじや話になりませう。今日何をやつても税金をとられるのだから、頭を下げるのだけは税金をとられないからといつて、ただ国会の委員会において、まことに遺憾に存じます。責任を感じますと、口だけでは話になりませう。あとに關連をいたしますが、皇居前広場の使用の問題もあるものであります。これは明らかに第一審において負けておる。とにかく裁判所が政府のやり方は悪いといふことをはつきり言つておる。あなたがどんな行政的な解釈をしたと、裁判所は政府の負けだと言つておる。あなたは——厚生大臣としての古武さんですが——こういう諸般の事情からあなたの責任はまことに重大だ。だから責任を感じておられるなら、政治家らしい責任を負つてもらいたい。おやめになる意思はないか、これを伺いたい。

○吉武國務大臣 私は責任を感じておりますが、やめるつもりはございませう。御指摘になりました法の空白の問題は、週日労働委員会において御指摘になつたのであります。そのときのあなたの御質問は、労働法において空白の状態が出て来はしないかという御質問でございまして、私は法の不備だけによつて、労働運動を律せられるものでないといふことをお答えしたのであります。ただいまは警察法の不備といふことを御指摘になりました。これは現在空白とは思ひませうが、法の制度の上においては私も不備の点があるといふことは同感であります。従つ

て政府といたしましては、これについてはもう少し整備をするつもりでございます。なお皇居前広場の使用の点は、御承知のように裁判所の第一審においては負けました。しかし私は自分の信念においては、皇居前広場はああいうふうな政治的な、宗教的な行事に使わせるべきものでないといふかたい信念を持つております。第一審においては敗れましたが、私は控訴して必ず勝つつもりを持つております。

○森山委員 第二審で、あるいは第三審でお負けになつたら、一体どうするつもりかといふことを、私はこの際聞きたいのであります。なお先ほどあなたがおつしやつた、労働委員会だから、労働法規の問題だと考えたといふことが大体おかし。ひとつこの点についてよく速記録をお調べ願ひたいと思ふのであります。最後にゼネスト禁止法は提出をされるのかどうか。新聞紙上におきますと、労働法規の中には、いわば一種のゼネスト禁止規定を設けるといふやうなりわさも伝えられておる。またこれにかわつて、あるいはこれに重複して、ゼネスト禁止法を治安法規として設けられるといふやうなりわさも伝えられております。今日、労働大臣はこの問題についてどうお考えになつておられるか。率直な現段階についての御説明をお願いいたします。

○吉武國務大臣 本日の閣議において、労働法の中にこれを挿入することはいいたさないことになりました。將來ゼネスト禁止といふ問題になるかどうか私は存じませんが、国家非常の場合における処置を講ずべき治安立法につ

つきましては、別途考慮するつもりでございます。○佐瀬委員長 中原健次君。○中原委員 労働大臣にお尋ねします。破壊活動防止法案がいろいろ論議されてゐるまづ最中でありませうが、もし不幸にして誤つてこの法律案が成立するやうなことがあつた場合に、この法律と日本の労働階級を初めとする一般国民との非常に切実な緊密な關係が、そこから発生するとわれ／＼は思ふのであります。まずこの破壊法案のねらつておるものと、今現実に起つておる問題との關連について、特にさきの五月一日におけるメーデーに際し、あのような事件が勃発したのであります。このことに対する政府の見解、労働大臣の見解も大体一致してゐるのやうに見ることができるのであります。が、それは、あの事件は一部の過激分子、あるいは他の言葉で、ときには共産党がこのようなたくらみをやつたのであるといふやうに、説明をしておいでになるやうであります。あの場合の事情を見、かつその後のいろいろ調査等から総合して考えますと、これは政府の一つの独断的な見方であつて、あの場合の問題はもう少し擴大されておるのではないか。端的にいへば、全国的な形であるやうな事件が起きたのではないか。われ／＼はまずそのやうに見ることのできる材料を持つておるわけでありませう。従つてまず最初にこれに対する労働大臣の見解を承つておきたい。

○吉武國務大臣 全国的な形において行われたといふことであります。が、私もさきやうに存じております。○森山委員 明後神宮外苑において、総評を主体としてメーデーの行事が行われた。しかも総評は予定通りの行事を済まして、予定の地点で散会をしてゐるのであります。あとに残つたのが全学連と朝連、それと共産系といわれ

ておる産別系統の若干の労働者と自由労働者、これが全国民の形において行われたといふことは、どういふ点を御指摘になつておつしやるのか、私どもはわからぬ。ただ共産系の方の話を聞きますと、過日風早氏も現場で、当日皇居前広場には十万人の労働者が入つてゐると言ふ。しかし決してあのと

きに十万人の総評の労働者は入つておりません。これはみんな見ていたところでありまして、全学連の者と朝連の者と、総評の組織労働者といふものはおとなしく帰つてゐる。ごく一部の者が計画的にあれだけの暴動をやつておる。しかも皇居前広場を使はせないから入つたんだと言はれておりますが、皇居前広場ばかりでやつた暴動ではあ

りません。日比谷の電車通りにある自動車に対して暴動を加へてゐる。これは明らかに計画的と見えて、何と云うことができるだらうか。私どもは、かくのごとき一部の分子が、こういう計画的な、暴力的な破壊活動をするとは、民主政治において断じて許すことができないから、今度のような破壊法を制定するわけでありませう。

○中原委員 労働大臣は同じことを繰返しておいでになるやうです。ところがあの場合の事件に關連して——ひとりこれは日本だけではありません。全世界をあげて非常な注目を寄せております。ことに世界的な形で批判をされておる。その批判の一部を拾ひ上げて

九

みますと、当日のメーデーの、いわゆる人民広場内におけるできごとについては、そのメーデーのデモンストレーションに対する見物人、あるいはたまたまい合せました通行人その他の一般の、メーデー参加の構成員以外の大衆が、おのずからあの空気の中に同調せざるを得ないような、そういう事情が起つておる。ことに人数の点から考えても、政府は究極的に六千くらいと踏んでおるようでありますが、アメリカ方面の報道によつても、一万を越えておると言われておるわけです。従つて、数の点も政府の見方は大分違つておるようでありますが、あの場合の構成員は、ひとり政府が指摘しておられるような一部に局限されたものではなくに、いわゆる一般の国民大衆もこれに参加せざるを得ない條件がそこに起つて来た、こういうふうに見ることが出来るわけです。ことに、あの場合の事件のいきさつから見れば、政府がこれを取締ろうとするための取締り態勢、ここに大きな根拠があることを見ることが出来ます。ことに国民の命をはなはだそまつに扱いました警察官の行動について見ますと、いろいろな新聞がその事実について報道し、指摘をしておるごとくに、はなはだ了解のできないものがたくさんあるわけでありまして。たとえば産業経済新聞の五月二日号を見ますと、「都民生局員乱射に倒る」という見出しで、痛ましくも倒れました高橋君のそれに対して、このように記事が報道しておる。すなわち目撃者の談によれば、高橋君はメーデーのデモに参加して一旦役所に帰つたが、また広場に出かけたところ、群衆と警官の乱闘が始ま

り、催涙弾がもう／＼と上つたので、みんなは逃げ出した云々と書きましても、高橋君はビストルをもつて背後から心臓を撃たれて、そうして楠公の銅像前の芝生の上で倒れておつた、こういうふうに指摘をいたしておられます。これから考えますと、高橋君が撃たれましたのは、高橋君が何か乱暴をやつたから撃たれたのではなくて、たまたまそこに来合せました高橋君に対して、警官隊がビストルを乱射しておつた、しかもそれは背後から乱射しておつた。こういう事実がはつきり報道されておるわけです。しかも催涙弾をわざわざ風上に飛ばして、聞けば、何でも警官はすでにマスクを用意しておつたというところでありまして、いわば初めから計画的にこれらのメーデーのデモの一隊を、警察が待ち構えて、襲撃をしたというふうな形が、逆に予想される面が出て参るのであります。しかもその場の実情を新聞紙が写真を通じて報道、紹介をいたしておられます。その写真について見ても、警察官のビストルの撃ち方は、正当防衛どころか、どんなにもない姿勢になつておると私は思う。このような事実がありながら、そのような事実を注目することをしないで、あるいは知つておながら知らざるを装うのか、とにかくそういう事実を無視してこのような答弁をなさるといふことは、政府の一方的な、ある種の政治的な意図のもとに、われ／＼に独断を投げかけておるといふことが言える。私は私に思う。労働大臣は一体この現実をどのように御認識になるのか、それとも違つたデータをお持ちになるのか、この点をさらにお尋ねしたい。

○吉武国務大臣 私、中原さんがどういう意図であるの事を認識されておるか、非常に疑問に思ふものであります。当日の皇居前広場のあの暴動事件が、一般の大衆であるかのごとき口吻をお漏らしたことになるには、私は、あなたに別の意図があるように思われなければならないのです。この点は先ほども申しましたように、共産党の風早君が同じことを言つておられる。昨日日本会議において、当日皇居前広場に集まつたのは十万人、しかもその十万人は一般の組織労働者で、ことに誇大にこれを報道し、しかもそれが一部共産分子ではなくて、一般の労働者であるかのごとき口吻を漏らしておる。そうしてそれが一般の国民の行動であるかのごとき様相を呈しようというところに、私は別の意図があるのじやないかと思ふ。共産党がそういう意図のもとに宣伝されることは、これは日ごろからのことでありまして、別に私はどうとも思いませんが、中原さんまでがそういうことを言われるということになりまして、これは事実を曲けてお話になるような感じが私にはいたします。それから次に、あのときの暴動に対して警察官のつた態度でありまして、これは警察官は実は自重に自重をしておる。馬場先門から入つたのが、一旦二重橋の橋のもとまで暴徒が押しかけておるのでありまして、これを警察官がやつと食いとめて、あれをだん／＼と中央まで下らしておるのであります。そのため催涙弾を使つたりなんかしおる。これは当然のことでありまして。治安の責任にある警察官が、ただ手をこまねいておつたのでは、どうして警察官の責任を果すことができませんようか。そ

れを警察官が故意に襲撃するなどということをかりそめにもおつしやることは、私はあなたはどういう意図でもつて言われるかというのを非常に疑う。われ／＼はそういうふうな暴力によつて乱暴をすることは、今日の民主政治下においては、これは断固排撃しなければ、日本の民主政治というものは育ちません。

○佐瀬委員長 なおこの問題は、他の機会にもしばしば究明されておりますから、本委員会においては、議題に係のある問題について質疑を願います。

○中原委員 ただいまの労働大臣の御答弁は、いまだ耳を傾けるものはないのです。ことに私の質問の要旨は、何もあの場合集まつた人たちが、労働組合員ではない、あるいは共産党員は一人もおらない、あるいはいづゆる進歩的な分子、そういうものも一人もいないと言ふのではない。いろんな人がたくさんおつた。たくさんおりました。その構成員の中に、あなたが言われる人とはまったく違つた者もたくさんおつたということ、ここに重大な点があると思ふのです。従つて、あなたが指摘されるのはまったく違つたような要素も、あの大衆を構成しておつた。ここを見のがされては間違ひなのであります。そうであるならば、その集まつた人たちは、最初から何か企図してそのようなことをしたように宣伝されておられますが、まったくそうではない。あの広場を使いたいと思ふ熱意は、あるいはそういう要望は、労働者に共通した要望でありましたし、その労働者の要望を支持する国民の多数の考え方も、またそこに一致しておつた

わけです。ことに裁判所があのような判決を下して、使わせないということに違法であると明確にいたしております。場合に、なおかつそれを執拗に使うことが間違ひであるように、どこまでも食い下つて行こうという態度は、一体どこから出て来るのか。私はむしろそのことをあなたに聞きたいくらいだ。そういうところに、問題の最初の動機がはらんでおるわけでありまして。だからあの場合、大衆を恐るべき状況へ追い込んだというのは、大衆のそういう正当な要求を無視して、あくまで押えつけて行こうとする政府の方針に、その原因がある。これはだれもが認めておるところなのであります。これに対してはあなたが無反省であることは、はなはだ遺憾です。ことに労働行政は、事を起させないように、そのような根拠を拂うために努力することになければ、よき解決はできないと思ふのです。しかるにあなたかじめ一つの意図を持たれて、このようなことを強引になさるようなそういう政府当局、ひとりそれは労働大臣という立場ではなくて、国務大臣としてのあなたの立場から考えても、そういうような心構えのもとに、破防法のようなものが運営されて行つたための一助となるならば、これは恐るべきことにならざるを得ないのです。さきの労働委員会の席上で、あなたはいろいろ「字句修正等」に努力したことを喋々と述べになられたが、その字句の末梢の修正が、とうていこのよう大きな問題を妥当適列に解決するに役立たないということ、遺憾ながら証明することになるのです。だから問題は、この法律案を提出された意図そのものにあるわけであり

まするが、その問題は木村法務総裁に譲るといたしまして、とにかくこのよ
うな見解のもとにあなた方が立たれ
て、国民に立向うとすれば、とんでも
ない。ことに先ほども暴力ということ
をしきりに繰返された。私もあなたに
負けないうちに、いやむしろ私はあな
たどころではない。決定的に暴力はき
らいです。私は暴力に反対する。しか
しながら、暴力というところについて
考へてもらいたいことがある。今回の
この広場におけるできごとについて、
警察側として暴力行使しなかつたか
どうか。私はここに一つの問題がある
と思うのです。警察官がピストルを持
ち、こん棒を持つ、そういう姿それ自
身が、純粋な立場からいえば、これも
一つの暴力の構えです。ただたゞ／＼
時の権力の、いわゆる法的立場の上
に立つてそれを行使するところ
に、暴力ではないかのような幻想を国
民に與えておるにすぎない。いわば国
民はあきらめさせられておるにすぎ
ないのです。だからこそ、そのような武
器が誤つて行使されるならば、当然そ
の法のわくを越えるのであるから、あ
なた方の立場に立つて解釈しても、こ
れは暴力であるということには私には
思ふ。でありますから、この警察官
が持つておる武器というものは、よほ
ど慎重に取扱われたい限り、事目的と
かわつて来ることになることは申すま
でもありません。従いまして、一應表
面上の理由は、治安を守るために、そ
のようないわば暴力武器を必要として
携行させられておると思ひますが、
それだけにこれは非常に危険である。
危険であるだけに、その行使について
はよほど慎重を要することは申すまで

もございせん。先ほど御紹介申しま
したように、すでに当日の写真版も示
しておるごとくに、これはとんでもな
い姿が写つておる。ピストルの向け
方、その姿勢、その周囲の状況から見
ると、これは追ひ詰められてやむを得
ず撃つた正当防衛どころか、労働階級
並びに日本国民をまさに敵として扱
うとする態度であることを、否定する
ことはできない。その写真版をお目に
かけます。私もはなはだ残念しご
くであります。こういうことが国の中
央で、しかも白晝公然行われ、それを
政府が寄つてたかつて弁解し、合理化
して、国民を納得せしめようとするが
ごときは、ほんとうに民主主義国家の
政府のあるべき態度かどうか。われ
われははなはだその点を疑はざるを得
ない。従いまして、そのような見解の
もとに法を行使するような、そういう
きわめて独断的な態度を持つその政府
に対して、この破壊活動防止法という
ような武器を與えるならば、何をやる
かわからない。われ／＼はそのように
憂える。そのことは、いわば一種の恐
怖政治への方向じやないか。一つのフ
ァッショ的な政治の方向をすでに政府
は歩みつつあるのではないか、かよう
に私は憂へざるを得ない。ことにまた
このような諸問題が、このような事件
が起るために、たとえばメーデーが講
和、安保関係の破壊あるいは行政協
定の反対、破壊を決議し、声明し、こ
れに対してメーデーは全国民にそのた
めの共同闘争を呼びかけた。このよう
な諸問題は、やはり今度の事件に無関
係だと私は思ひたくない。これは政府の
まつた無視して、しやにむに一方的

な見解で押し切らうとしておるとち
に、このような事件もまた起つたので
はないか。それについて、私はここに
外国の論調の一、二を拾つて指摘して
おきます。たとえば、これはインドの
新聞の論調の指摘であります。ここ
ではこう書いておる。今度のメーデー
に対する騒動事件の大きな原因につ
いて、こう書いておる。すなわち、アメ
リカと日本の政府が、国民の意思を無
視して、議和條約並びに安全保障條約
を押しつけることに存する国民の反発
によるもので、もし政府がこうした動
きに彈圧を加えるならば、日本国政府
にとつても、アメリカの極東政策にと
つても、大きなマイナスになるであら
う。こういふふうに指摘してありま
す。さらにもう一つ、これはアメリカ
の報道です。アメリカの方でもこう言
うておるのです。今度のメーデー騒動
事件について、こういう論評が載つて
おる。これはアメリカのカンパスとい
う新聞の主筆サツカレー氏の談話、そ
の中の一部分を讀みます。米国の政策に
反対している者は、共産主義者だけで
はない。工業家、水産業者、労働者、
また農民ですら、米国のさしずで日本
国政府がとつた政策に対し、ひそかに
重大な疑問を投げかけておる。この現
われが云々というふうに書いてある。
こういうふうな外国紙等の報道から考
へましても、政府が一本調子で強弁し
ておいでになるような実態とは違ひの
じやないか。だから問題の起る場合に
は、むしろ、一体国民がこゝまで興奮
するのは何のためであらうか。かりに
これを警視庁側の非常に行き届いた、
何と申しますか、あのメーデー・デモ
ンストレーションに対する気づかいの

態度を持つておつたといつたしまし
ても、問題はこのような事件の起るた
めには、おのづからそこに原因がある。
原因のない結果は生れて来ない、こう
いうことが言えるわけでありませう。従
つて政府は、これはひとり労働大臣の
立場だけじやなくて、國務大臣として
のあなたも、もう少し今度のできごと
の原因、真相、従つてそのよつて起る
源を究明するという態度に立たれるべ
きじやないか。私はそれについて
一応あなたの御所見を聞いておきた
い。

○吉武國務大臣 お答えをいたします
が、第一の点は、皇居前広場における
暴動の際に、一般の人を入つた。これ
は一般の見物人があつたことは事実で
あります。しかしそれは見物をしてお
つたのであつて、その人が暴動を一掃
にやつておるのじやないものでありま
す。それをいかに暴動をやつたかの
ごとく報道しているのは、共産党の連
中だ。それをあなたもまた同じように
ことをおつしやる。暴動をほんとうに
あの中に入つてやつておると、それ
から外で見ておる人とは、違ひのであ
ります。なおあの暴徒の連中は、皇居
前広場を使用させないからと、こうい
うお話であります。しかしあのときの
暴徒の連中は、あらかじめ計画的であ
ることは、過日法務総裁からも話して
いるし、一般の認めるところでありま
す。これは先ほどなたからもお話を
がありましたごとく、かつて円山公園
における総評の騒起大会のときでも同
様であります。あのときでも総評の騒
起大会の中へまぎれ込んで、一部の極
左分子が暴動をやつておる。今度もあ
の極左分子は、もし皇居前の広場を使

わせたとしたならば、あの前に三十万
の組織労働者がメーデーを行う。その
ときに便乗をして、おそろく同じよう
な暴動を働いたであらうと思ひます。そ
うすると、いかに組織労働者三十万が、
同じに行動したかのごとく報道するに
違ひない。これは共産党の連中のやり
方であります。幸ひにして当日は明治
神宮の外苑においてメーデーが行われ
たために、総評の組織労働者は載然と
区別されて散会をしたから、ただ一部
の共産主義的な破壊分子のみがあの中
へ入つて暴動をした。それは一つの口
実です。それをあなたと同じようなこ
とをおつしやるとするならば、あなた
が暴力的な破壊的な活動、あなた
が弁護されているにすぎないと私は信
じます。また過日の警察官の行動は、こ
れは一応自重に自重を重ねて、そうし
て再三散会を要求しておる。それにも
かわからず、い／＼／＼／＼／＼／＼／＼／
つたりあるいは金棒を持つたり、いろ
いろなそういうものを持つて、そうし
て盛んに抵抗しておる。これを防ぐた
めに、やむを得ず催涙彈その他を使用
することは、これは当然である。また
今回のこの事件は、一つは同條約等の
反対という一つの問題もあるというお
話であります。それは国民の中で
い／＼／＼／＼／＼／＼／＼／＼／
れる方があるであらうと思ひます。しか
し同條約については、国民の大多数は賛
成をしておる。一部の者は反対するで
ありましよう。しかしおよそ世の中で
政治的な見解を異にするからといつ
て、それだから暴力を使つていいとい
うことこそ、これがいわゆる共産主義
的な暴力是認のやり方であります。そ
れはわれ／＼民主政治としては、排撃

しなければならぬ。真に民主的な自由な立場において、政治的な見解を異にするならば、お互いにそれを論争して、そうして国民の意見によつてきめるといふのが民主政治のやり方であります。意見が違ふから、それを通すために暴力を使うという事は、断じて民主政治下においては許されることではありません。

○佐瀬委員長 中原君、時間が経過しておりますから……。

○中原委員 もう一点だけ……。

○佐瀬委員長 それでは中原君、簡単に願います。

○中原委員 それでは労働大臣にもう一つ伺つておきます。これはある新聞の発表しました当日の状況についての座談会の記事であります。ここにはこう書いてあるのです。デモストレーションの列の中におつた指揮者は、側から見物しておる見物人の方からいろいろ「な」こう書いてある。原文を讀みましよう。やじうまが盛んに石を投げていたようであつた。だがデモ隊が、挑発だから、そのようなことはやめろ、そうしてどうしてもやめられないなら、とにかく石を投げてゐる人は、デモにまず加わつてももらいた。こういうふうには呼びかけてゐる。従つてあなたのいわゆる暴力的な行動に対して、非常に警戒され努めて、むしろ暴力どころか、整然としたデモを敢行しようという意図を、デモストレーションの指導者の中に、はつきりうかがうことができるのであります。そういう事実は無視なさるのかどうか。これは非常に重要なことだと思ふのです。一体暴力はどつちがけしかなか。それが暴力をしたのか。私は信

ずる。労働者は決して暴力を喜ぶものではない。労働者はむしろ国民の支持を受けた。国民に支持されたといふ願ひがある。あの有名なデモストレーションの場合には、あくまで秩序と責任をもつてこれを行おうとしてゐることは、全国的に当然見られたところでありまして、いささか疑問の余地はないのであります。これをあなたにメーデー・デモストレーションの性質を、やはり十分理解しておいてならないところから、そういう暴力という言葉がしきりに投げかけられる原因をなすであらうと思ふ。ことに私は、政治上の意見の相違、あるいは主義、政策、施策等について意見の対立する場合もあるといふことを、あなたも仰せられました。が、もとよりそんなんです。従つてこの政治上の主義もしくは施策等による対立を、あくまで強く持ち込んで行くとする労働者の熱意が、デモストレーションを敢行するという結果になることは、言うまでもないわけなんです。従つてそのような方法によつて、労働階級を初めとする大衆が、政府に対して政治的な意思表示をする、あるいは政治的な抗議をする、そのことを整然行わしめるような施策がなされなければならない。むしろ警察官憲があつても、立ち向かうというもののしさが心要な心要でないのか。私はむしろ心要でないと思ふ。そういうことをすると、ここに、一つの挑発が起るのであります。これは私どもの長い経験から考へまして、デモストレーションが混乱に陥れる場合には、取締り当局

がこれを誘発する、これを誘うという原因によつて、デモストレーションが混乱を来すのであります。この点デモストレーションに対する認識の是正を私はあなたに願ひたい。そのことを強く要望します。われわれは決して労働者のデモストレーションが警察の御迷惑をかけ、ごやつかいになるような心算は、寸毫も持つておらぬことを宣言しておきます。われわれはわれわれの責任において、日本の労働階級を初めとする大衆を整然と行動させてお目にかける。従つてその点に対する認識が違ふのであります。そうなつて参りますと、たとえばこの破壊活動防止法案をいかに点検して参りますれば、非常にあふない点がたくさん見つかつて参るわけなんです。私は時間が許せば、この破壊活動防止法案の意見をいいたくとも言つてみたいと思ひますが、お約束によりまして、時間がないやうでありますから、そのことはあとの機会に譲るといたしまして、ただ一点だけここに伺つておきたいのは、第三十九條に「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、左の各号の罪の予備、陰謀、教唆又はせん動をなした者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。」と書いてある。この第三十九條の適用の場合にも、非常に恐るべき危険が伴つて来るのです。この第三十九條が今の政府の、あなたの方のような見解のもとに解釈され、そうしてこれによつて動員されるであらう各種の機関が、そういう見解の上に立つて一方的に判断をして、この法律を行使なされば、善良な国民がひどい目にあつては、い

まさら申すまでもありません。だから労働委員会におけるあなたの説明のうちに、この法律案がどのように修正のために熱意を傾けられたといひました。その熱意は、このような本質的な問題には触れるようにできておらないと思ひ、またさらにそれがそうであつたといひました。ただいま申しますような意味において、この第三十九條の適用範囲においても非常な危険が伴つて参ると思ひます。従つて政府自身、たとえば吉田内閣が、吉田内閣の意図する政策を推進しようとするそれに対して、政治的に見解を異にする反対派、あるいは国民の反対的な意思表示が実際の行動に移りました場合に、ちやうどこのメーデーで経験しましたやうなそういう解釈が、この第三十九條に擴大適用されて行くという危険性が多分にあることを、私も指摘しなければなりません。これに対して、第三十九條についてのあなたの御確信のある見解を承りたい。

○吉田内閣大臣 私は今発言されました中に、非常に誤解を生ずるやうなお言葉がございましたから、訂正をいたしたいと思ひます。デモは整然と行つておる、やじうまから石を投げられ、むしろデモはこれを制止したくらいである。われわれにおまかせいたされれば、りつぱにやつて行きますというお言葉でございましたが、明治神宮においてメーデーを主催いたしましたその幹部及び総評の組織労働者は、整然とやつていたと私は認めます。また整然とやうという努力と誠意を持たれたことも私は認めます。しかしながらあの明治神宮外苑における行事においても、ほとんど終りかけますと、全

学連の連中があの台の上に上つて、占拠して、委員長であつた島上君は相当の暴力を受けておる。遂にこれを制止できなくて、行進に入つて散会をしておる。過日京都の円山公園におけるときの大会でも同様であります。総評の人たちは、あの乱暴はおれたちがやつたのではない、おれたちがおとなしくやつてゐるところへ、極左分子が入り込んで乱暴したのだと言つておる。これが今日の実情であります。ところがいくらあなたがみえを切られて、おれたちにまかせればやれるといつても、こういう一部極左分子は、あらかじめ計画的に、そういう乱暴をするを目的としてやつておるのでありますから、われわれはこういう分子は何とかして防止しなければならぬというのが、今度の法律の趣旨であります。またメーデーといふものは政策に対する一つの意見をもつて行われてゐる、こ

対をすれば、これにひつかかるようなことを言われますが、そういうところはどこに條文がございませうか。明らかに條文に書いてありますことは、内乱の教唆、扇動あるいは騒擾あるいは殺人、放火、こういふものの教唆、扇動をしてはならぬということが書いてあるのではありません。これは明らかに認められるわけには行きません。人を殺す扇動をしてよいというところにはならないのであります。火をつける扇動をしてよいというところにはならないのであります。これを防止することは、当然のことだと私は考えております。

○佐藤委員長 熊本虎三君。

○熊本委員 法務総裁がおりますことは、はなはだ残念でございますが、前もつてお断りをいたしておきます。それは私の質問の内容は、当然労働行政と本法の関連性を重点として、お尋ねするわけでございます。しかしながら何といひましても、立法の方針やあるいは運用について論究しなければ、関連性が明確にならぬわけでございます。これを労働大臣の専門的な立場からだけ質問することは、非常に困難でございます。従いまして吉武労働大臣は、その専門的な大臣としての立場と、國務大臣としての政府を代表する立場と、両方の意味において御答弁を願いたい。もし専門的な法務総裁でなければ答弁のできるものは、法務総裁がお見えになつてから、あらためてその分だけを質問することにいたしましたと存じます。

冒頭に私が伺いたいことは、いろいろ長い間議論をかわされて来ております本法が、繰返し言われておりますように、内乱、騒擾、放火、殺人等の

極悪なる犯罪が、しかも団体行動として計画的に行われるものを規制するものであると、こう言われております。しかしながら今日までのいろいろの質疑応答の中から私考えまして、どうしてもそれはこの法律をもつてしては、その目的が達成できないと考えます。逆にこの法を制定することによつて、さうでない発作的なもの、あるいは無意識的に行われる一般善良なる大衆が、これによつて圧迫されることの方が、より国家的に重大であると考えられて、まず政府はこの法案を一たび撤回するといふ御意思があるかないかを、冒頭にお尋ねしておきたいと存じます。

○吉武國務大臣 私どもはこの法律を撤回するつもりはございません。今御指摘になりましたように、この法律が無意識的な一般の国民を抑圧するおそれはないかということでございます。この点は返すも申ししております。このように、労働運動にいたしまして、正常なる労働運動を抑圧するつもりは毛頭ございません。この点は念には念を入れてはつきりいたしておきますと同時に、中をござんになりますれば、ただいま御指摘になりましたように、はつきりした内乱とか騒擾とか殺人、放火のごとき極悪なる行為をすることを、暴力といつておるのであります。こういう問題を一般の無意識的な国民がなさるはずはないのであります。その点の御心配は私なさらないでつけよう、かように思ひます。

○熊本委員 それでは次にお尋ねいたしますが、今問題になつております五月一日のメーデーに関連するあの問題は、もし本法案ができておりましたならば、本法によつて処置される、これに該当するものとお考えであるかどうか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。五月一日の騒擾事件につきましては、目下東京地方検察庁並びに警視庁におきまして捜査中でありまして、近くその事実が確定するものと考へております。現在政府といたしましては、この騒擾が背後の団体によつて扇動されたのではないかという疑いを持つものであります。もしこの疑いにして事実といたしましたれば、かような騒擾を政治目的のもとに扇動したという事実が明らかになりましたれば、その団体に對しまして所要の規制をなすことと相なるわけでありませう。

○熊本委員 次にお尋ねいたします。

先ほどから何回もメーデー事件につきましてには質疑応答がありまして、一方の方では一般組織労働者あるいは大衆をも含んでおつたと言ひし、政府側からはさうでない特定のものと、こう言われております。なるほどその主流をなすものは全学連あるいは旧朝鮮連、あるいは日雇労働者というふうな主体はあつたやうでございます。しかしながらその六千名といわれ、あるいは何万といわれておりますその騒擾の対象となるべき人数のごとくが、はたして暴力的な破壊的な意図をもつて参加しておつたかどうかというところは、はなはだ疑問だと考へます。今検察庁で手を入れておられます。そうして報道されております約三百になんとなす被疑者を、取調べ中だといふことを言われておりますが、これからどの程度に發展するかは別であり

ます。ともかくも全学連といひましても、あるいは旧朝鮮連といひましても、われわれはメーデーの参加者として、はたして適切な団体であるかどうかにつきましても、いろいろと議論をした方でございます。この点は私も最初から危惧を持つておつたのであります。しかしそれだからといつてこれらの全学連をあげてみましても、これらの連中がことごとくその意図を持つて、計画的にあるいは意識的にやつたものばかりではないはずだ。要するに非合法的な運動をやつて、いわゆる兇惡なる破壊行為をやろうとする団体は、おおむねそのことを表に出して行ひ、ことごとくは陰の仕事としてこれを行ひ、これらの行ひとすることはできるだけにあらざる合法的な組織の中に巻き込んで、そのチャンスを得てこれを指導者の常である。従つてこの破防法案といふものをもちつて、これをうかつに適用いたしますと、しかもその首魁者と見られるものがいまだにあがつておらないと同じように、ほんとうに計画的で意識的でないこれらの発作的な、あるいは機械的に巻き込まれたものが、多くこの対象となつて極端な圧迫をこうむるといふ事實は、以前からあるいは今度のメーデーの問題に關しても、断じて見のがしてはならないと私は考へておるのであるが、今度のメーデー問題を通過し、特に吉武労働大臣は将来の労働運動に對してこれが災いしない、法がそつたつていないから、さうなことはないと、ということが保障できるかどうか。私は断じて危険しかくであると思ひますが、お答えを願ひたいと思ひます。

○吉武國務大臣 この間のメーデーによつて暴動をいたしました連中は、それを扇動、指導した首魁者はいろいろに控えておつたかも知れない。しかしながらあれに参加いたしました連中は、知らないでやつたとは考へられない。これはいろいろに指導者がいたかどうかは存じませんが、意識しておつたことは、あらかじめ計画的であることは認められるのであります。これは明治神宮外苑におけるあの台の上を占據し、さうしてメーデーの際にはかのもは騒然として行進をしようとしたのに、あとから追い越して乱暴をしたがら行進をしてゐる等の事実から見ましても明らかであります。ただ御指摘になりましたように、往々にしてさういふ暴力的な極左分子といふものは、さういふ組織労働者を利用して、さうしてそれに乗じて引込もうとしてゐるというところは私も率直に認めます。でありますから私は今日の組織労働者に對しましては、總同盟にいたしまして、こゝろ、総評の人々にいたしまして、こゝろ、はつきりしなければならぬ。はやつたことをするからそこに入り込まれるといふことを、私は常に指摘してゐるのであります。この点は私もまた労働組合におきましても、今後とも十分注意して行くべき点であると私も存じております。

○熊本委員 ただいまの答弁を聞くところ、ますます不安になるわけでございます。私の所屬する総同盟は、労働大臣御承知の通りでございます。幾多の問題に關しまして、私も私どもはあくまでも合法的な運動を推進したいと考えて、その方向へ進んで来ております。

す。しかしながら今大臣がおつしやるように、そういう合法的なものはこれらに養ひ込まれざるごとくに注意しろというような言葉自体が、逆に言うならばそれが彈圧の対象になるおそれが

そしりを受ける対象となろうと思うのでございまして、これに対する何らかかの罰則規定を設ける意思があるかないか。この点をお伺いしたいと存じます。

○吉河政府委員　お答えいたします。

法で認められたわれ／＼の団結権、団体交渉権まで、いわゆる当然の権利を活用することができないおそれが多にあるわけでございまして、私どものおそれるゆえんはその点にあるのでございます。しかしいつも概論的なことばかり質疑いたしておりましたは先に進みませんから、二、三私は具体的なものについて御説明を願つてみたいと存じます。

次の問題も何回か法務委員会においても議論され、また本委員会においても論議された問題でございますけれども、本法の第二條は言ひまでもなく罰示規定であつて罰則はない。そうしますと、これに携わるところの係官

はえて行き過ぎを生ずる。そうしていろ／＼次にも聞きたいと思ひますが、たとへて言いますと具体的にどうであるかないかを調査する、あるいはそうであると断定する、しこうして正規の機関によつてその判定をするま

で、その間における多くの行き過ぎ、
 圧迫の行為が行われるのであつて、か
 くのごとき重要な法案を直接執行しよ
 うとする係官の行き過ぎに對しまして
 は、具体的な罰則を設けて、これらの
 行き過ぎを抑えなければならぬと考
 へているにもかかわらず、その問題が
 本法のいづれにもうたつてない。かよ
 うなことでは必ず執行者は行き過ぎ
 て、そうして合法的な善良なる國民の

○吉河政府委員　お答えいたします。この法案第二條の規定は單なる罰則規定ではございません。規制並びに規制のための調査の基準を示したものでありますして、この基準に違反すれば違法なるものとなり、裁判上争われるわけであります。また第二條の違反が濫用の場合におきましては、国家公務員の職權濫用といたしまして懲戒の制度もあり、刑法第百九十三條に規定する職權濫用罪の適用があるわけでありま

す。また濫用がただいま申した通り違

法と認められる場合におきましては、国家賠償法による賠償の問題を生じ、また当該処分が訴訟において取消されることとなるわけでありまして、政府におきましてはこれをもつて十分なるものと思料いたしております。

○熊本委員 おささりの答弁でございまして承服はできません。特別法をつくるとするならば当然その特別法にこれを、同じ程度のものであるかどうかは別といたして、記載すべきものであると私は考えております。

次に移ります。第三條の二のロ号
これには御承知の通り「教唆」「せんい」「煽動」という漠然たる言葉をもつて表示されておりますが、この「教唆」「せんい」「煽動」という言葉の擴大は、はなはだ危険なものであります。たとえれば、たとて危険千萬であります。合法的な労働団体が、非合法と目するものがあるいは暴力的な傾向があると考えるものがあるいは、この「煽動」に対して、これらの決議これらの行動あるいはその他の見通

し等について、われ／＼が下部その他の機関に対して、情勢の報告及びわれわれの方針の徹底、かようなことをやる場合におきましても、一たびそういうような文書が現われて後に、これに對するわれ／＼の態度というものが現わされて行くのが順序でございます。従いましてこういうような單に漠然たない言葉をもつて、すべてを律するとい

うがごときことは至つて危険であります。かつての治安維持法によつて現われましてごときに、われ／＼が演説をやりましても「社会」と言えば「注意」である。「革命」と言えばただちに「検束」である。こういうふうに出先官憲においては、心ず行き過ぎといわゆる彈圧を意味するものでございま

してこれらはなほだもつて危險千萬であつて、これにはもう少し具體的な事例をあげて、これに対するところの國民の不安を一掃しなければならぬ、かように考えるわけでございますが、この点はいかん。

さらには特にこの頃の末尾におきましては、「頒布し若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。」と書いてあります。これが意識的に積極的にやろうとして所持する者ばかりではないはずである。時と場合によりましては、かつてもあつた、われ／＼も体験があります。場合によつてはみづからが持つて行くことに危険を感じて、そうしてこれを他人にこずけることがある。あるいは自分の身の危険を感じて、他人にこれを託してみずからは潜むというような行動すらあります。そして、そのことのためにわれ／＼の同志は、かつては二箇月間も留置場にほうり込まれた実例がある。こういう

「よるな非常に危険千萬な字句を、單に
 そういう「目的をもつて所持するこ
 と。」というがごとき曖昧模糊たる條
 文をもつて一般国民大衆に向うがご
 ときは、はなはだもつてこれは惡法で
 あると言わなければなりません。これら
 について一体当局者はどう考へにな
 つているかを、お尋ねいたしたいと存
 じます。」

○關政府委員　お答えいたします。御

質問の第一点は、「教唆」「せん動」と

しう言葉が　きかめて湧然としてはい

の点にのきましては、私どもは漠然とし

てはいないものであると考えているわ

けであります。と申しますのは「敦
 駿」はすでに刑法總則におきまして、

法府用語として確定したる概念を持つてゐるわけでございます。また扇動と申しますのは、今日すでに数箇の法律に明瞭に使われてる言葉であり、しかもその内容たるや、判例によつて大体確定しているところの内容を持つてい

唆または煽動という概念は、法律用語として漠然としたものではないというふうに考へているわけでもあります。

次にこの「公然揭示する目的をもつて」、これは口に規定するがごとく内札の「丁鳥の表見を容易ならしめると」

こにいささかのいさかいが生ずること
は当然である。それが取締官たる警察
官その他の出先のいわゆる末輩の官憲
の裁量をもつて、そのときの処置をす
るのであります。従つてこういう場合
における公務執行妨害などをこれら
に加えて、もつて処置をするというが
ごときことになり、さらにこれが一回
になり二回になり三回になつて、だん
だん争議の激化とともに、かやうな
きさつは深刻になつて来ると思ふの
でございますが、かういふときにおきま
すところの公務執行妨害等に対する
判断は、これは十分労働大臣としては
お考えにならないければ、出先官憲の裁
量は予期せざる不始末を生ずることが
多い、かやうに考えますが、かうい
う点について労働大臣として何かお考
えになつたことがあるかどうか、これ
をお尋ねいたしまして御答弁を願つ
て、いずれも了承ができませんが、委
員長のせつかくの言葉でございま
すから、一応中止することにいたしま
す。

とは何ぞや、その程度が出先官憲の判
定によるのである。ここに危険性が多
分にあることを忘れてはなりません。
一時中止いたします。

文化団体あるいは言論機関等に対し
て、適用しないといふことを繰返して
言つておられますが、現吉田内閣の成
立した当初に制定されました国鉄
の公企法の制度のときには、当日の増
田労働大臣は努めてあの法規を守りま
すといふことを繰返して言つておりま
す。賀来労働局長はわざ／＼あの法律
の解説まで書いて、全国民に内容を徹
底せしめた。しかしこの法律が適用さ
れて半期もたないうちに裁定仲裁が
下りますや、一番先にこの法律の違
反行為をやつたものは政府であつたわ
けです。その裁定の解決のために一年
近くも国会でいろいろ／＼苦心さんたし
て審議したことは、なま／＼しい最近
の事例でございませう。そのときにも連
記録に明確に言つておりますように、
繰返し最後の仲裁裁定には従つてとい
ふことを明記しておられるが、従つたか
つたとはいふ前例があると同様に、今法
規を審議されるときには、この法律は
労働団体その他には適用しないといふ
ことを努めて言つておられるが、実際
この法律が適用された後は、また再
びさういふことが繰返されるのではな
いかといふことを、一般大衆は一番不
安を持つておられるわけですから、この点に對
して政府を代表して吉武労働大臣か
ら、明確にこの際御答弁を願つておき
たいと思ひます。

て今回提出しておりますこの法案に
つきまして、私も繰返し申しま
すように、正常なる組合活動をどうも
抑圧または制限するつもりはございま
せん。これは法にはつきりと出ておる
のでありますから、かりに私がかわり
まして、この法律の明文を曲解する
ことはできない、かやうに私は存じて
おります。

は傷害を受けました人民大衆に對し
て、何らの責任を感じておられないよ
うでございませう。吉武労働大臣はかねて
正常なる労働運動、正常なる労働組合
といふことをおつしやつておつたので
ございませうが、今回の事件でも総評は
これに参加しておられないといふことを
おつしやつておられまして、総評の決
定であります人民広場をメーデーを闘
いとする、炭労の大会の決定でござい
ますところの、人民広場で統一メー
デーを闘いとするといふ全労働者の要
求といふものを、まったく無視してお
いでになるやうでございませう。正常な
る労働組合といふものの御見解につき
まして、伺つておきたいと思ひます。

○吉武労働大臣 ごもつともでござい
まして、私も繰返し申しま
すように、正常なる組合活動をどうも
抑圧または制限するつもりはございま
せん。これは法にはつきりと出ておる
のでありますから、かりに私がかわり
まして、この法律の明文を曲解する
ことはできない、かやうに私は存じて
おります。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

○吉武労働大臣 皇居前広場はさうい
うメーデーの行事には使用されてお
りません。従つてそれを無理に使用しよ
うとすれば、合法とは認められませ
ん。

持たれることは、一向さしつかえございませぬ。でありますから裁判に訴えられたのであります。しかしこれは許可なくして実力によつてこれを使おうとすれば、その意味合いにおいては非合法でございます。従つて總評はそういうことをいたしませんで、明治神宮外苑においてメーデーを行い、しかも予定通りの場所で開催をして。それを一部の極左分子が実力をもつてこれを使おうということを入つた。それは非合法であります。

○柄澤委員 ただ單なる見解の相違ではなく、これは労働党の中原議員もおつしやつておられますし、また国際的にもアメリカの当局の見解ですら、これは反米的な、人民広場を使わせないうことに対する国民大衆の運動である。インドでも、共産主義者だけの運動ではない。ちやうど革命前にツア一万歳と言つて、皇帝は自分たちの味方であるといつて押しかけたあの貧困に陥つたロシアの人民大衆が、皇帝の軍隊から発砲されて、初めて権力というものが、自分たちにどんな状態を圧迫を加えているかということを知つたと同じように、日本の人民大衆が、人民広場というものは人民のものだ、平和発効によつて独立したというならば、当然裁判所までがわれ／＼の見解に立つて処理しておる今日、人民広場を組織的に堂々と行進して使うなり、あるいは任意に各労働者がこの広場へ行つて、ここでメーデーを喜んで行つて散会するということについて、何の彈圧があるわけはない、こういう見解に立つて行つた者に対して、あなた方は暴徒だと言ひ、警察官が彈圧したことに對して、正当防衛だと言つて

おられるのでございます。その点に對して、一体騒擾とはどういうことであるか。警察官の正当防衛とは何を根據にしておられるのか。どちらから発砲したのか、田中警視總監は、明らかに自分の方から誘導したと言つておられる。これを見ていた傍聴者は何と言つてゐるのか。人民大衆は広場へ入り込んで、そのに、警察官がわきから飛び出して来て、そうしてこれを防止すべく警察官の方から発砲した、しかもMPが先に發砲した、こういうことをさへ言つておるのでございます。そうだとするならば、皇居前広場を使うことが違法であるという吉武労働大臣の見解というものは、今度の事件のまつたところの焦點ともいへば金責任がかかつておると思つておられます。その点について、一体皇居前広場に——人民広場になぜ労働者が行つてはいけないうのか。どうしてあそこへ入ることがいけないうのか。なぜ十六発のたまを込めて警察官がこれを持つていたのか。一体どうして總評系の労働者がうしろから撃ち抜かれて死んでゐるのか。残つた死体はどこへやつたのか。あなたはこの席上でそれを明らかにする最も重大なる責任があると思つておる。どうして労働者が皇居前広場へ行つたことがいけないのですか。どこに非合法的な根據があるのですか。はつきりここで答弁していただきたいと思います。

○吉武労働大臣 皇居前広場は、これは一般の国民が散策する地でございます。清浄な場所とすべきものであります。公園といつても、一般の行事をする公園もございませう。しかし皇居前広場はそんない／＼な行事、政治的な宗教的ない／＼な団体が行事すべきところではないのであります。従つてこれを私は許さないものであります。これを許さなければならぬという問題を一部の人々がそれを口実にして、初めから計画的にやつた暴動であります。でありますから、皇居前広場の中だけじゃございせん。先ほども言いましたように、外の電車通りでもずいぶん乱暴をやつてゐる。これはあらかじめ計画的である。しかもそれは先ほどのお言葉によりますと、一般大衆の運動だといふことをおつしやる。これは決して一般の国民ではない。組織労働者は、先ほど申しましたように、明治神宮外苑でメーデーをして、そして所定の場所でもメーデーをして、一部残つたのが全学連、朝連、自由労働者、みんな共産主義分子ばかりであります。これはただあそここの皇居前広場の事件ばかりではない。先ほど指摘されたように、かつて京都の円山公園でやつたときにも、これら共産主義分子が便乗して暴動を起してゐる。もしあのときばかりにあそこを使用させたとしたならば、きつと三十万の組織労働者があそこでもメーデーをして、その中へまじつて一部の人が暴動をやる。そうすると、いかにも三十万の大衆が同じことをやつたやうなことを宣伝しようといふのが、共産党の人々のやり口であります。私どもはあそこ皇居前広場は、そんな乱暴をするところに使用させようとは思つておりません。

○柄澤委員 吉武さんは先ほどからさういふことを繰返しておいでになるのでございます。しかし私の質問して下さるなせ使つていけないかといふ御答弁にはなつておらないと思ひます。きところではないのであります。従つてこれを私は許さないものであります。これを許さなければならぬという問題を一部の人々がそれを口実にして、初めから計画的にやつた暴動であります。でありますから、皇居前広場の中だけじゃございせん。先ほども言いましたように、外の電車通りでもずいぶん乱暴をやつてゐる。これはあらかじめ計画的である。しかもそれは先ほどのお言葉によりますと、一般大衆の運動だといふことをおつしやる。これは決して一般の国民ではない。組織労働者は、先ほど申しましたように、明治神宮外苑でメーデーをして、そして所定の場所でもメーデーをして、一部残つたのが全学連、朝連、自由労働者、みんな共産主義分子ばかりであります。これはただあそここの皇居前広場の事件ばかりではない。先ほど指摘されたように、かつて京都の円山公園でやつたときにも、これら共産主義分子が便乗して暴動を起してゐる。もしあのときばかりにあそこを使用させたとしたならば、きつと三十万の組織労働者があそこでもメーデーをして、その中へまじつて一部の人が暴動をやる。そうすると、いかにも三十万の大衆が同じことをやつたやうなことを宣伝しようといふのが、共産党の人々のやり口であります。私どもはあそこ皇居前広場は、そんな乱暴をするところに使用させようとは思つておりません。

どうして皇居前を使つていけないかという御答弁にはなつておらない。三日には天皇が中心になつて、警察官が数千人もあそこを分列行進なんかなやつておる。さらにアメリカの兵隊さんはいしよつちゅうり分列行進をしておられる。散策の地と申しますけれども、皇居前広場で散策しておられますのはアメリカ人で、それがパン／＼をつれてあの清らかな松の木の下を汚してゐるというところが日本中の常識であり、世界の常識になつてゐるのです。ところが清楚な土地ですか。労働者の、民族の独立と西條約、行政協定破棄のための闘争がほんとうに清浄な、日本を清めるところの闘いではありませんか。しかも京都でも起つたと申しますが、全部政府の会場を貸さないとかなんとかいふ、労働者の正当な要求に對する挑発に對してだけ起つております。五月一日のメーデーには共産主義者も参加してゐる。全国どこでも妨害しないところで騒亂の起きたことがございませう。警察官が発砲したり、妨害したり、彈圧したりしないところは、全部共産党の非法化反対であるとか、ソビエトの平和の呼びかけに對するあいさつであるとか、実に國際的な式典として労働者が正々堂々と、このメーデーだつて一つも騒亂なんか起きてやしません。その点一体どの法律をたてにして、皇居前の広場を使わせなかつたのか。もう一べんはつきりと御答弁願ひたいと思ひます。

さらに警察官が発砲したのはどういふところに根據があるのか。一体騒擾が起る根據はどこにあつたのか。二重橋までメーデーのデモ隊が行つたといふことで、宮城の中へでも押しかけるとでも思つたのですか。警察官の生命の危険でもあると思つたのですか。どこに警察官が発砲する根據があつたのですか。

○吉武労働大臣 皇居前広場を貸さないのであります。公園はだれでもかつてい／＼な行事をやつていいということにはなつておりません。歩くことは自由であります。しかしあそこではい／＼な催しをするといふことは、管理官の許可を受けないでかつてにやられては困ります。管理規則では明らかに政治的、宗教的なさういふ行事は許さない、こゝういふふうになつております。私は先ほど申しましたように、あそこは清浄な場所にした。い。かつてはい／＼の行事をやつたこともございませう。そのためにずいぶんあそこを乱暴に亂された。そこで今後は真に國家的な行事以外は使用させない、かやうな方針をとつてゐる次第であります。

○柄澤委員 特審局長は、先ほどこの事件の全貌を明らかにするために、捜査を進めておるということをお報告しておられます。現にそのように非常に重傷を負つた入院患者が、生命の危険があるといふにもかかわらず、医師の注意にもかかわらず取調べが強行されて、そして今朝あたり一名の学生が命を落したといふやうな人権蹂躪が、現実に行われておるのをごさいます。これは騒擾罪の嫌疑者として取調べを行い、また身柄を拘束しておられるのかどうか。なお聞くところによりますと、本人には知らせておらないけれども、逮捕状がすでに出ていて、病院に入院している患者にも逮捕状が出てい

るといふようなことが開かれるのであります。さういふ事実があるかどうか。さらにデモにも全然参加しておらなかつた通行人として、当時の状況を見ておつた婦人が、その後指にけがをした。そしてほうたいをして病院から帰つて来た。さうしたところが、すぐそれが尾行されて逮捕されようとしてゐる。メーデーの日に何かやつたんだらうといふことで、多くの東京市民が騒々きよう／＼としてゐる。そして特審の手合ひによつて騒擾罪の嫌疑者として今取調べが進められてゐる、さういふ事に聞いておられますが、さういふ事実があるかどうか。

それからもう一つ確かめておきたいことは、背後から銃殺され、あるいは背後から頭をぶち割られてゐる。警察官の手によつてさういふ傷害を受け、虐殺されてゐる者に対して、先ほど法務総裁は正当防衛であると言われました。もつと／＼これを強化しなければいけませんといふことを、本会議でも本委員会でも答弁しておいでになります。さうだとすれば、警察官が背後から頭をぶち割つたり、あるいは銃殺したりするやうなことが、もつと／＼今後強化されることになりまして、むしろ破壊活動といふものは警察官がやつてゐる。吉田内閣がやつてゐる。それを強化しようとしてゐる。ちようど治安維持法が通ります前あるいはあとにおきまして、ファッショ的な政府の政策に対して、国民が何らかこれに對して抵抗する手段のなかつたやうな状態が、今すでに起きてゐると思ふのでございまして、それでも木村法務総裁は、それは警察官の正当防衛であつたとおしやるのかどうか。昨日は

まだ調べてありませんといふ、非常に無責任な御答弁であつたやうでございしますが、きょうはその事実に対しての責任ある答弁を、ここでしていただきたいと思ひます。

○吉河政府委員 政府委員として御答弁申し上げます。今回の騒擾事件につきましては、東京地方検察庁並びに東京警視庁におきまして、すべて刑事訴訟法に基きまして、適法の捜査をいたしてゐるものと信じております。

○佐瀬委員長 柄澤君、時間の申合せから経過しておりますから、簡単に最後の質疑を續行していただきますと思ひます。

○柄澤委員 法務総裁の御答弁をいたしたいと思ひます。

○木村国務大臣 発砲事件は、警察官が二番橋まで追ひ詰められまして、そして非常な圧迫をこうむつてやむを得ず発砲したのであります。従つてこれは故意に、進んで撃つたのではない。やむを得ず防禦のために撃つたものと思つております。私はもう少し警察官が積極的によつてよかつたのじやないか、さういふことを言つたのであります。あの当時の警察官はきつめて消極的なものがあつたのであります。先刻も申し上げました通り、丸の内警察署においては警察官に拳銃を持たせなかつた。これは一に警察官は積極的にならうといふことをやつてはいかぬ。これは消極的な態度をとるためであつたのであります。写真によつても明白なものと、一人の警察官に対して、多数の者がこん棒その他を持って襲撃してゐる事実があるのではありません。警察官は当時におきましては、まづたたくやむを得ざる行為に出たものとわれ／＼は

認定しております。

○柄澤委員 ここに資料として写真があるのでもございますが、これは追ひ詰められてはいないのです。明らかに非常に幅の広い、石を投げても届かないやうな距離を置きましたところで、警察官が折敷で発砲してゐるのです。混乱して、警察官がなぐられてゐるというのには、警察官の折敷の銃殺におびえました大衆が引いた、引いたのを追つて来て、さうして混乱したわけですから、それはいつ銃殺されるかわからないといふやうな恐ろしい状態に対して、断然人民はひるまなかつたといふ、断然人民の押えつけられたことに對する憤懣の現われだと、私も思つております。だから、証拠とする写真は実に無数にあるのでございまして、いかに法務総裁が言われましても、人権蹂躪や殺人や傷害といふものが、国民の予算で、あなたの方の指揮下にあるところの警察官の手によつてやられてゐるといふ、まことに歴然たる事実があるのではありません。その点はどうかと、さういふことを言つたのであります。これは追ひ詰められた警察官にやあります。これは追ひ詰められたのか。宮城前の広場に行つて、あそこで一ぱいになつた大衆は、おそく氣勢をあげて解散するといふのが計画であつたかもしれない。どこに暴動や騒擾を起すという根拠があるのか。警察官が発砲したからと、大衆が激昂したといふことは明らかな事実じやありませんか。この点について木村法務総裁が、もしもつとつと警察官を強化して、このやうなこ

とをさせるといふやうな御見解で臨むといふのであるならば、われ／＼として承服できないのであります。一体だれのためにやるのか。インドは、政府に對する反対は言つてゐない。明らかに日本はアメリカによる軍事占領、植民地的な關係に對する国民の反対だと言つてゐる。一体あなたはそこの手先なのですか。だれのために米國政府の手先になつて、警察官に武裝させて、人民を虐殺させるといふのですか。その点をひとつはつきりさせていたしたいと思います。

○木村国務大臣 われ／＼は決してアメリカの手先でも何でもないのであります。つまり日本の治安の維持をいかにして守らうかといふことに専念しておるのであります。当時の模様は、あなたが新聞を今差出されましたが、われ／＼の手元にも無数の写真がとつてあります。しかもその当時について証言もたくさんあるのであります。當時は二重橋の橋上まで登ろうとした者もあるのではありません。あそこで警察官が圧迫されて、やむを得ず発砲したとわれ／＼は考へております。もしもあなたが警察官に虐殺されたといふやうなことがあれば、成規の手続でもつて検察庁に告発されれば、検察庁は当然取調べると思ひます。

○柄澤委員 もう一点明らかにしておきたいと思ひます。御答弁が不足なのでございまして、昨日調査はまだ不十分だ、自分は聞いておらないといふことで、何名虐殺者があつたといふやうな御答弁はございませんでした。その

ことにつきまして、きょう御答弁がないのでございします。今與黨の方からヒステリーを起してゐるといふやうなお話があるけれども、アメリカの長い滞在者でございしました石垣綾子さんといふ方が新聞紙上で、アメリカの国情について、共産主義といふものについて、アメリカは知らない。共産主義の學問を講義してゐる大学の先生でも、日本へ来たならば、日本の学生たちには笑われるやうな常識しか持つておらない。全世界の反米的な感情に對して、アメリカが非常にヒステリーになつてゐる。十六、七歳くらいの考えでもつて全世界の共産主義についての見解を持つてゐる。日本が十二歳であるならば、十六、七歳のアメリカの考えのひもがついて、十二歳の文化的に幼稚な日本が、このやうな政策をとつたならばどうなるか、自分としては心配だといふことを、長くアメリカにおられて歸つて来られた石垣綾子さんは言つておられます。政府は米當局から、日本の政府のやつたことは非常にりつぱであるといふやうに賞讃を受けてゐるけれども、あるいは自信を非常に強めておられるかもしれないが、世界の輿論は、日本の国民の独立に對する非常な根強い闘ひとして、政府の政策に對する明らかな批判をもつて、この事件をながめてゐると思ふのであります。ただ彈圧法を強化して、労働組合に對して正常でない労働組合といふやうな暴言を吐かれ、暴徒として労働組合員を虐殺されてゐる。そしてむしろ政府のやつたことを擁護するやうな態度で臨まれるといふことであるならば、私も私としてはおそろく国民が次々といふやうなことを繰返し、このよ

うなことがまず／＼擴大することになる。その責任はあくまでもあなたの方にあるのだというのを、はつきりと肝に銘じていただきたいと思います。法務総裁としては、彈圧法を強化する以外に對策はないと、お考えになつていらっしゃるかどうか。その点と、八名の死亡者の実態についての御報告、この二つをお答え願ひまして、私の質問を打切りたいと思ひます。

○木村國務大臣 われ／＼は決して国民、ことに健全なる労働者を彈圧するといふような氣持は毛頭ありません。今度提出して今御審議願つてゐる破壊活動防止法案は、ひたすら暴力をもつて破壊活動を行ふとする団体を規制するといふのみでありまして、決して國民を彈圧する意思は毛頭ありません。また七名の死亡とかいふことはわれ／＼は聞いていないのであります。

○佐瀬委員長 熊本虎三君。

○熊本委員 時間がないといふことでございまして、まだたくさんございしますが、簡単にまとめて質問いたします。第三章によりますと、十二條、十三條、十四條によりまして、い／＼／＼弁護士等の代理人の選任もできませんし、主宰者その他五名以内の弁明もできません、あるいは新聞、通信等の業務的取材もできるといふふうになつておりますが、しかしこれはあくまでも公安調査庁の審理官の審理に對してでありまして、そうなつて参りますと、これは結論的にいへば、檢察庁が被告を尋問するといふ体のものでございまして、これが決裁に至つて非民主的であります。少くともこうした公開の席上で、公安審査委員会において——ある

いは公安調査庁を原告とし、あるいは該当団体を被告としてもいいのでございしますが、公安審査委員会において、これをなすべきであらうと私は考えますが、そうなつておられないと考えると、もし私の考えの通りといたしますならば、公安審査委員会は單なる書類審査による以外にはない。従つてその決裁たるやまことに機械的な、單なる氣休めにすぎないといふ考え方を持つのでございしますが、これに對しての御答弁。

それから第六章の罰則でございしますが、この罰則につきましては、いろいろとあけてございまして、そうしてこれには体刑等もございします。従つてこの審査委員会という一つの行政機関によりまして、これが体刑等の処置を決定せられるとするならば、これは憲法違反の疑い多分にありと考へますが、その点いかに。

それから最後に申し上げたいことは——時間がありませんから大急ぎで申し上げて、あるいは法務総裁はよくおわかりにならないかもしれせんが、私が冒頭申し上げましたように、この法案はせつかくの日本再建のためへの健全なる秩序を維持しようといふ御趣旨ではあるけれども、法案が通過して執行されるにあつては、心ず大なる、あるいは逃がして小ものをつかまえる、いわゆる行き過ぎの惡法になるといふ氣がしてならない。従つて私も感ずる法案を、無理に通過せしめて執行するといふことは、はなはがいかかと考へるわけではございまして、たとへばかつての治安維持法におきまして、立法の当初においては、さうな

ことではなかつたのであります。しかしながら、昭和十五年、すなわち戦争たけなわとなつて参りますと、私も終同盟のごとき、あくまで合法的な労働組合をすらこれを解散せしめ、安部磯雄先生が中心となつておられたあの勤労國民黨の結社禁止をして來たのである。かようなことは、あつて数限りがありません。そして完全なる資本家の御用機関たる産報を強制して、そして労働階級を骨抜きにしたのである。要するに法の運用は、いかなる精神に基くいかなる法であらうとも、執行者のいかによつて違ふのであります。この憂いなしと一体何人が保証するか。法務総裁は断々固とその危険なしと言われるのであります。私もはかつての体験を通して、再びこのことなしとは保証できないゆゑんであり、この点についてのさらに御一考を願ひたいと思ひますが、總裁の所感いかに。

さらに最後に申し上げておきたいことは、いかなるよき法案であらうとも、これを少数者の意見をもちつて強引に押し通そうとするならば、民主政治の確立はあり得ない。いかに善であるとも独善であつてはならない。そこから再び日本の民主主義は破壊されるものと考へざるを得ないのであつて、せつかくの法務総裁のお考えの方、方々を異にするところと考へます。ゆゆしき大問題であらうと考へまして、これらの点に關する所感をあらためて承りたい、かように考へます。○關政府委員 お尋ねの中この法案の解釈に關する問題につきまして、私からお答えいたしたいと思ひます。まず第一のお尋ねは、第三章の団体

規制におきまして、公安審査委員会はまつたのかかしではないかといふようなお尋ねであります。私もはつたの原案が最も妥当なものであると信じておるわけでありまして、と申しますのは、すでに今まで何回も法務総裁より申し上げたように、破壊的団体の規制という事務は、直接國家治安の根本に關係する問題でありまして、政府がその全責任において行ふべき行政事務であると思ひわけでありまして、かくのごとく規制措置は純然たる行政上のものでありますから、これを行ふにあたつては、法律上裁判所の訴訟におけるがごとき構造と手続とを、要件といたさないで考へるのであります。この事務の突進に對應いたしまして、適切かつ迅速に事を決定するよう構成することが必要とされるのであります。政府におきましては、かような基本的な考へ方に基きまして、団体規制事務の重要性にかんがみまして、まず調査する機関と決定する機関とを分離することとしたのであります。公安調査庁は前者に當り、公安審査委員会は後者に當るのであります。一般の行政処分は、一つの官庁のみから調査し、その結果に基いてみずから処分をなすことが今日の原則となつてゐるのであります。これに比較いたしまして、この法案は、調査機関と決定機関とを分離したものでありまして、人權の保障の点において、従来の行政処分中よりもきつめて慎重な考慮を拂つた民主的構造であると、私も確信しておるわけでありまして、特にこの公安審査委員会、獨立してその職務を行ふのであります。しこうして政府におきましては、先般來行政機構の簡素化をはかつ

て参りましたが、この公安調査庁及び公安審査委員会の機構もこの趣旨に沿ひまして、できる限りこれを簡素化することが要請せられるのであります。この簡素化した機関によつて、迅速かつ適正に処分を決定しなければならぬのであります。このために、処分請求前に公安調査庁において、この法案第十條以下の規定に基きまして十分慎重に審理をなさしめ、当該団体に十分意見弁解をなさしめ、かつ有利な証拠を提出する道を開いたのであります。この手続は今日の法制上一般に認められるところでありまして、その内容においてまた当該団体の權利の擁護に欠くところは、ごうもないと考へるのであります。従つて小規模の公安審査委員会において同様な手続を繰返すことは、その必要がないのみでなく、かつ當を得ないものと信じてゐるのであります。かような次第でありまして、政府としては、団体規制の行政処分を行う機関の構成と手続について、この原案が最も妥当なものであると確信してゐるわけでありまして、次に第二点として罰則の点についてのお尋ねでありましたが、これはお尋ねの趣旨がこの法案を誤解されてゐるのではないかと考へるのであります。決して行政機関であるところの公安審査委員会が、この罰則のみを裁断所にかつて科するとかいふようなことは、全然ないのであります。すべてこの罰則は成規の刑事訴訟の線に沿ひまして、警察、檢察庁、裁判所の機関の線に沿つて処分されるのであります。この罰則の運用、適用等に至つては、行政機関たるところの公安審査委員会は、何らの關係するところがない

第三点として濫用の点につきまし

で、かつての例を引用されてお尋ねであります。すでにこの法案の各種の点において御説明のごとくに、この法案の最初のスタートが、さような過去の苦い経験の反省という点からスタートになっておるわけであります。この反省を十分にくみ入れまして、過去の治安立法の持つ法的欠陥をいかにして是正するかという点に、十分な考慮を拂つたわけであります。この考慮は、この法案の全各條々につきまして十分に取入れてあるものであります。私どもはこれがかつての治安立法と比較いたしました、さような濫用の余地はまつたかないものであると確信しているわけであります。

○木村國務大臣　ただいま關君からお答えしたごとく、本法案の施行につきましては万全の措置をして、いやしきも濫用のおそれなからしむるようになしたのであります。ことに今お尋ねの治安維持法との關係につきましては、御承知の通り治安維持法は、団体の変革または私有財産制度の否認を目的として、結社組織することを犯罪としなのであります。その目的の要件は明らかに内心の思想に關連しておるものであるもので、これが問題になつたのであります。しかるに、この法案におきましては、さやうな点は毛頭もない。つまり破壊的暴力活動をする団体そのものを規制するのであつて、内心の思想自体にはどうも關與しないのであります。かやうな点からいたしまして、本法案は、いわゆるかつての治安維持法とはまったくその構想を異にしているのであります。内心の思想やなんか

○熊本委員　もう質問ではございますか。
ん。先ほど作文を読んでいたみたいです。

て、はなはだありがたいわけでございますが、ああいう作文を読んでいたただけでなくとも、私も読んで質問しているのでございます。せつかく民主的にものを行うならば、裁判所において被告の論告を聞かずして、最後の結審をするということはないはずであります。だから簡素化々々々ということによつて、ものを処理するところに欠点があり、不安があり、われ／＼の心配するゆえんである。

それからなお第六章の罰則の点、大方そうでなければ憲法違反であろうと考へておりました。そういうことで、つまり罰則の方は刑法その他によつてこれをなし得るならば、あえて特別に

かくのごとき反対のある場合において、まげてこれをなすべき必要はなない。たとえばメーデーのときに起りました問題でも、十分なる処置をつけつつあるという今日の言明からいいたしま

しても、私はその必要が了解できません。従つて私どもの体験した苦しみ。現在の法務總裁はないとおつしやる。神様であればどうか知りませうが、私どもは不安いまだ去らず、残

念ながらかような答弁では了解ができません。次の機会にお譲りをいたします。

○佐瀬委員長 中原健次君。——時間

す。

○中原委員 法務総裁にお尋ねいたします。第二條に「不当に制限するようなことがあつてはならない。」このよ

う意味になると思いますか。その点はいかがですか。

○木村国務大臣　ただいまはなはだ失礼ですが、ちよつと聞きとれなかつたのであります。この法案の趣旨とするところは、破壊的暴力行為をやることを目的としてそれを執行し、かつ将来さようなことを繰返す団体を規制することを目的としたのであります。正常な労働組合運動とか、あるいはその他団体の活動においては、いささかもこの法案の対象となるべきものでないということをお願いするのであ

ります。

○中原委員 それでは二條を讀んでみます。「この法律による規制及び規制のための調査は、前條に規定する目的を達成するために必要且つ相当な限度

においてのみ行へべきであつて、思想、宗教、集会、結社、表現及び学問の自由並びに勤労者の団結し、及び団体行動をする権利その他日本国憲法の保障する国民の自由と権利を、不当に

制限するようないことがあつてはならぬい。」とこう書いてあります。それでこの第二條の裏側には何があるのか、こういうことなんです。何もありませんか。

○吉河政府委員　政府委員としてお答えを申し上げます。第二條に定められました規制の基準につきましては、必かつ相当な限度において、規制並びに規制のための調査が行われることを規

定しております。必要かつ相当な限度とは、合理的に判断して必要やむを得ない限度をいうのでありまして、この限度を逸脱して、不当に基本的人権を

○中原委員 総裁の御答弁を願います。

○木村國務大臣　ただいま吉河局長から答弁した通りでありますて、この趣旨とするところは、不当に制限するようないことがあつてはならぬ。いわゆる濫用を防止するために設けた規定であります。

○中原委員　それではやはりこの不当な制限ということの裏には、今局長も申しましたように、適當なという、あるいはそういう判断によつて、何らかの制約を加えることがあるということ

は予想されると思うのです。そこでわざわざここに思想、信教、集会、結社等のことを指摘し、かつ労働者の労働権等についても指摘されておるのであります。このことはしばしばそ

の裏側の解釈によつて、いわゆる擴大された解釈によつて、せつかく憲法によつて規定いたしました国民の基本的な権利が、この辺から侵害されて来る、いや蹂躪されて来る、そういうような

ことになることが気づかわれるわけ
あります。いや気づかわれるというよ
りは、むしろそのようになるであらう
ことが明言できるわけでありまして、
ここに政府がこの法律案を提出して

きながら、その法律案の裏側にひそむであろう諸問題、ことにそういう恐るべき憲法違反の問題をひた隠しに隠して、これを押しつけようとしておる意図がわかると思います。従つて私も

はここで基本権というものは一体何のために必要であるのか、そうしてその基本権を保障するために、新憲法がなぜ生れなければならなかつたか、あ

に、いわゆるフランス革命の発生以

来、これは新しい時代の社会における民主主義の一つの基本的な法則として、基本的な人権は絶対にこれを保障する、従つてそれはどのような法律に於いても、これを否定することは許されないということが、一番根本になつておると思ふのであります。しかるにそれをこのような法律規定によつて、実際の運用の面ではくつてえして行くということが、この中にひそめられてゐることを喝破しなければならぬこと

をはなはだ遺憾に思います。これについて政府はどのようにお考えになつておいでになるか、毛頭そういう氣づかいはないとおつしやるのか、このこととお伺いいたします。

○關政府委員　お答えいたします。この法案の各條章は、その規定の中におきまして、毛頭も日本國憲本に違反する簡條はないものと確信しているわけでありまして、すでに御存じのごとく、

昭和二十五年五月、最高裁判所におきましては、憲法の規定するところの各種の自由権を、公共の福祉によつて調整されなければならないという大法廷を開いての判決を下しているわけであ

ります。私どもはこの判決の趣旨とするとところは、すべての自由権は公共の福祉によつて調整されるものである、かように解釈することができるとのことである。考えるのであります。従いましてこの

公共の福祉による自由権の制限の度合い、その程度がいずれの点まで可能であるかというような問題が、次の問題となるのでありますが、この條章の

暴力主義的破壊活動の概念及びこの破壊的団体の規制の手続、これらはいずれも憲法の各條章の規定するところの、必要最小限度の公共の安全を確保するために、万やむを得ざるころの措置でありまして、いずれも日本国憲法上認めれるところのものであると、考へてゐるわけでございます。

○佐瀬委員長 中原君、時間が参りましたから簡単に結語を願います。

○中原委員 それでは「不当に制限するやうなことがあつてはならない。」といふのは、正当には制限するといふ意味ではないといふことが言い切れるかどうかといふことが一つと、それからもう一つは、ただいまの解釈では公共の福祉云々といふことで、その正当に制限するといふことの意味を裏書きしようといふように思ひますが、しかしこれは基本的な人権を正当に制限することの見解を積み重ねて行くことによつて、実は不当な干渉になるわけでありまして、不当な制限に發展するわけでありまして、それゆゑにこそ憲法は、すべての法律に優先して最高の權威を持たされてゐるわけだと、私どもは考へております。だからそのとき／＼の政府の解釈によつて、このことが正当であつたり不当であつたりするといふことは、はなはだ遺憾でありまして、しかもそれははなはだ危険であります。だからこそそのとき／＼の政府のいわゆる権力的な立場かとするかつてな解釈によつてこれを規定し、そうしてそのやうな作用によつて、国民の基本的な權利が蹂躪されて行くといふことになる危険性は、もはやいまさら論議をまつまでもなく、当然この法律の中に内包してゐるわけでありまして、こ

れについては今私が一人そのように申してゐるのではないのです。先日公聴会においても、公述人がすでにはつきりとこのことを指摘いたしてござりまするし、またひとり公述人だけではない、この破壊活動防止法案に對しましては、少くとも日本の国内の治安を考慮し、あるいは国民の基本的な權利を氣づかい、あるいは国の正常なる發展をいねがつてゐるほとんどすべての者が、この法律案の危険性を指摘いたしてゐるのであります。ことにまた公述人十八名におきましても、たとえばその中にいわゆる政府と意圖を同じくするやうな公述人も、数名加わつておつたと思ひますが、その人ですら必ずしも無條件に承認しておらないし、その人一、二名を除くその他のすべての人は、この法律案の危険性を強く指摘いたしましてこれに反對してゐる。ことにこの法律案に對しましては、たとえ新聞協会あるいは弁護士協会あるいは学術会議、もとより労働組合、農民組合その他進歩的な諸団体、こゝろよりいふ広い範圍の国民の多数の反對が、ここに集中されてゐるわけでありまして、しかもその国民の多数の反對の声を押し切つて、政府はあくまでこれを強硬に通過させようとする意圖を持つてゐることは、はなはだ遺憾であります。ここに政府の態度が私はあると思ふのです。いわゆる支配者的な立場に立つ政府が、政府の一方的な独断によつて判断したその判断をもつて、われ／＼国民多数者の自由な行動を規制しようとする、そこにはんとうの目的がある。ただ言葉は放火とか殺人とかだれが聞いてもいやがるやうな、だれが聞いても反對すると思

われる問題を表面に出しておきますけれども、ほんとうのねらいは政府の政治權力が都合よく行使されるために、この法律案を提出して、国民の自由なる批判、自由なる行動を抑えようとする意圖が、その間にひそめられてゐることを、見のがすわけに参らぬのであります。従つて私はこのやうな許すべからざる彈圧法、すなわち抑制しようとするこの法律、こゝろよりいふものを、つて政府がわれ／＼に押しつけようといふことは、思つてみれば今から数箇年前に韓国の李承晩がとりました、韓国民抑圧の法律に通じてゐると思ふのであります。

○佐瀬委員長 中原君、時間がありませんから結論を願います。

○中原委員 従つてさういふやうな危険性はないかどうか。李承晩のあとを踏むつもりなのか。さうさへ言いたくなるやうなさういふ法律案であること、を私は指摘しておく。最後に政府がこゝろよりいふこのやうなやうな議論にこたえてひつひる考へ方はないかどうか。このことを承つて私の質疑を終ります。

○木村國務大臣 たゞ／＼申し上げました通り、この法案は日本の治安維持上絶対に必要と確信してゐるのであります。要するに暴力をもつて内乱を企図したり、あるいは殺人を企図したり、汽車を転覆したりする団体を規制し、これにまた個人がやうな行為を行うことに対しての罰則規定を設けたのであります。われ／＼は日本の治安維持の上において、必要欠くべからざるものと考へてゐるのであります。

○佐瀬委員長 これをもつて当連合審査会の議事を終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。午後四時七分散会